

第三次南風原町地域福祉推進計画

(第三次南風原町地域福祉計画・第六次南風原町地域福祉活動計画)

ちむぐくるプラン (素案)

南風原町

南風原町社会福祉協議会

令和5年10月

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 地域福祉とは	1
2 計画策定の背景と趣旨	2
3 計画の対象	3
4 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定と計画の名称	4
5 計画の位置づけ	5
6 策定において留意する事項	6
7 計画の期間	9
8 計画の策定体制	9

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念	13
2 基本目標	15
3 施策の体系	16
4 福祉圏域の設定	20

第3章 第3次計画の取り組み

基本目標1 共に支え合えるまちづくり	22
基本目標2 自分らしく自立して暮らせるまちづくり	33
基本目標3 安全・安心な人にやさしいまちづくり	45

第4章 計画の推進のために

1 計画推進の視点	49
2 計画の普及・啓発	49
3 協働による計画の推進	50
4 計画の進行管理	52

資料編

(統計資料、町民意識調査結果、評価まとめ、会議設置要綱、委員名簿、策定の経過を掲載予定)

第1章 計画の策定にあたって

1 地域福祉とは

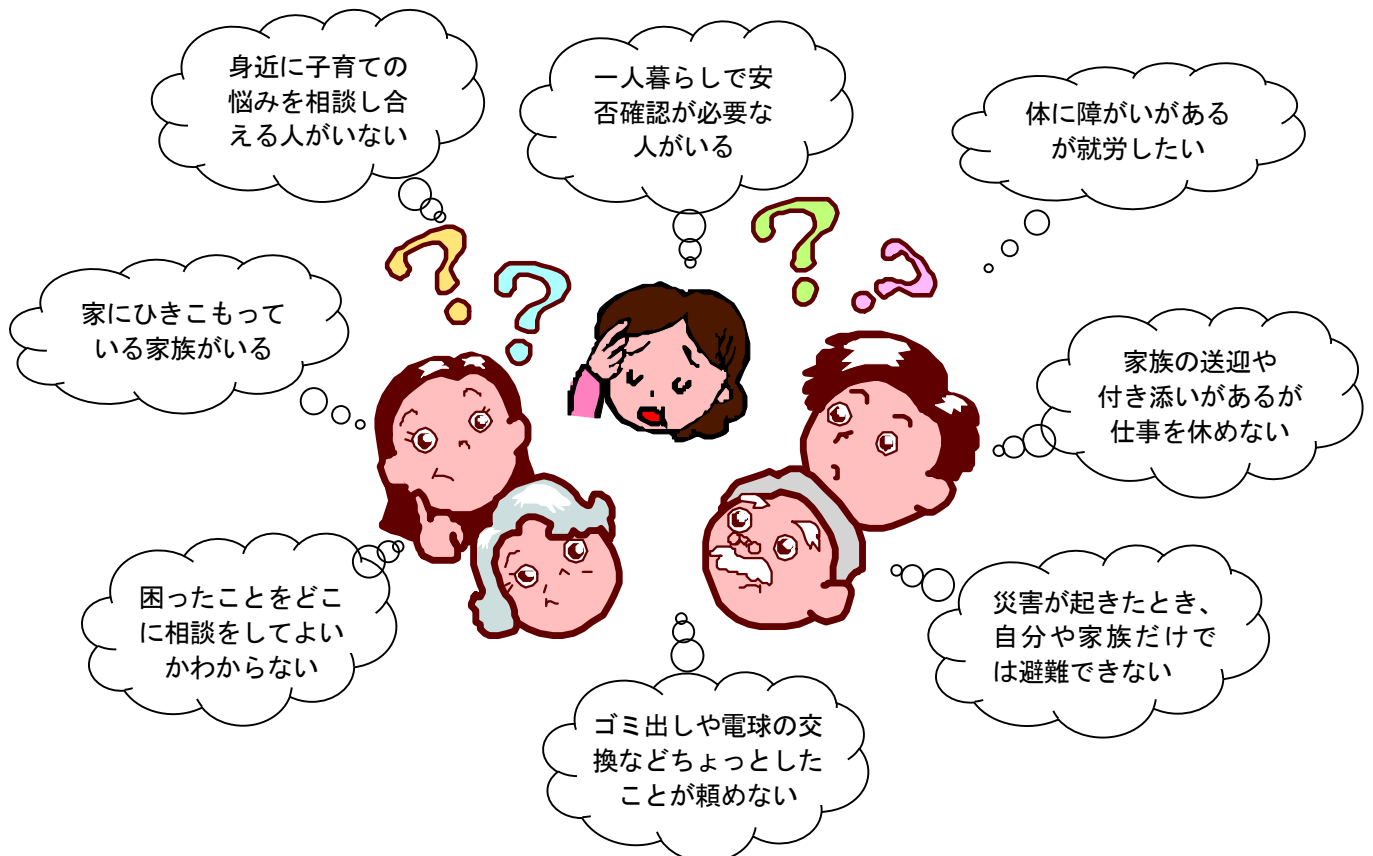
「地域福祉」とは、年齢、性別、障がいの有無、国籍などにかかわらず、誰もが住み慣れた地域の中で、自分らしくいきいきと安心して暮らせるように、『共に生き、支え合う地域づくり』をみんなで進めていくことです。地域の支え合いによる福祉といってもいいでしょう。

地域には、いろいろな「困った」を抱えた人々が生活しています。しかし、公的な福祉サービスだけでは全ての「困った」に対応することは難しく、地域の手助けが必要とされる課題が多くあります。

人と人の絆が失われつつあると言われて久しくなりますが『共に生き、支え合う地域づくり』のためには、「地域の人で地域で支える」との考え方のもと、地域に住む一人ひとりが人と人のつながりを大切にし、お互いに助けたり助けられたりする関係や活動を、新たにつくりあげていく必要があります。

また、地域住民と行政や福祉団体、福祉事業者、NPO、企業等地域のあらゆる主体が連携・協力しながら、地域の福祉力を高めていくことも必要です。

地域にはいろいろな「困った」を抱えた人が生活しています。



2 計画策定の背景と趣旨

現代の地域社会では、かつてのような近所付き合いや地域のつながりが希薄化している中で、世帯構成や生活様式の変化などを背景として「社会的孤立」が大きな課題となっています。地域のつながりの薄い“孤立”からは、高齢者の孤独死、子育て世帯の孤立、貧困の拡大、虐待などの大きな問題につながるケースもあります。また近年は「ひきこもり」「8050問題」「ヤングケアラー」といった新たな課題も健在化しており、法制度や行政サービスはもとより、地域のつながりによる支え合い・助け合いながら暮らしていく「我が事・丸ごと」の「地域共生社会の実現」が求められています。

本町では、近年、アパート世帯が増えるとともに、若い世代、子育て世代が多く流入してきました。昔から町内に住んでいる方が多い地域と、転入者が多い地域では地域活動への参加状況に差が見られ、若い世代が多い地域では地域参加率が低くなっています。自治会加入率も下がっている状況であり、字・自治会では魅力ある地域づくりに力を入れています。様々な価値観を持つ人が暮らす中で、組織にしばられることを拒む方々も見られます。

地域福祉は、行政による「安心して暮らすための基盤整備推進」以上に、住民の「つながり」に対する「関心」、「意識」、「行動」が重要です。地域で安心して暮らすためには「つながり」が大切であり、必要であることを広め、町民が「地域の福祉力」となってもらえるように図ることが目的の一つです。

また、一人ひとりの困りごとや困難事例に目を向けると、課題は世帯の中で複雑に絡み合っている場合が多く、縦割りの支援ではなく、様々な部署や関係機関、地域が横断的・包括的に関わって対応することが必要となっています。本計画の策定では、上記のような状況を踏まえ、また、SDGsの観点に基づき、「地域共生社会の実現」と「誰一人取り残さない地域社会づくり」を踏まえた取り組みの推進が必要となっています。

このような中で、町と町社会福祉協議会は関係機関等と連携し、平成26年3月策定の「第一次南風原町地域福祉推進計画」、令和2年3月には同計画の第二次計画を策定し、地域福祉の推進を図ってきました。この度は、第二次計画の取り組み状況を点検し、「ちむぐくるで笑顔あふれる福祉のまち」を実現するための新たな展開を掲げるため、第三次計画を策定しました。

地域共生社会とは

●制度や分野の「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、お互いに支えたり支え合ったりする「共に生きる」地域社会のこと



「我が事・丸ごと」

我が事

他人の困りごとにも「我が事」として受け止め、地域支え合いに参画すること。

丸ごと

「縦割り」での支援ではなく、分野を超えて世帯を「丸ごと」支援していく、つながりのある体制のこと。



地域共生社会の実現
誰一人取り残さない地域社会づくり

3 計画の対象

この計画は、年齢、性別、障がいの有無、国籍などにかかわらず、誰もがその人らしく自立し、いつまでも安心して暮らしていける地域づくりを目指す計画であり、本町に暮らす全ての人々が対象となります。

また、地域福祉の担い手としては、地域住民をはじめ、地域の関係機関、社会福祉協議会、福祉サービス事業者、各種団体、ボランティア、事業所、学校、企業、社会福祉法人など、地域に所属する全ての人や組織等が対象となります。

4 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定と計画の名称

「地域福祉計画」は、地域福祉を総合的かつ計画的に推進するための行政計画であり、住民参加によって策定する計画です。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が呼びかけて、地域住民や福祉活動を行う団体等が「地域福祉の担い手」として、相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

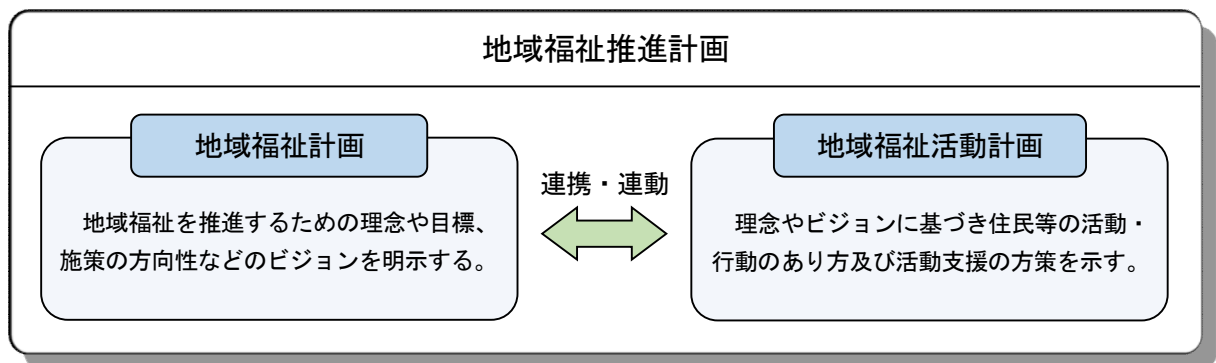
「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は、ともに住民等の参加を得て、地域福祉の推進を目指すものであり、地域の要支援者の生活上の解決すべき課題や地域の支え合いの仕組みづくりなどの内容を共有します。また、それぞれの計画の実現を支援するための施策を盛り込むなど、相互に連携・補完し合う関係にあります。（地域福祉を推進する車の両輪のような関係にある）

このため、本町における地域福祉の推進を図る上で、住民参加の促進と総合的かつ効果的な施策を推進していくには、行政レベルの施策と民間レベルの活動・行動がより密接に連動した取り組みが重要であることから、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的に策定します。

また、両計画を一体的に策定した計画の名称を「地域福祉推進計画」とします。

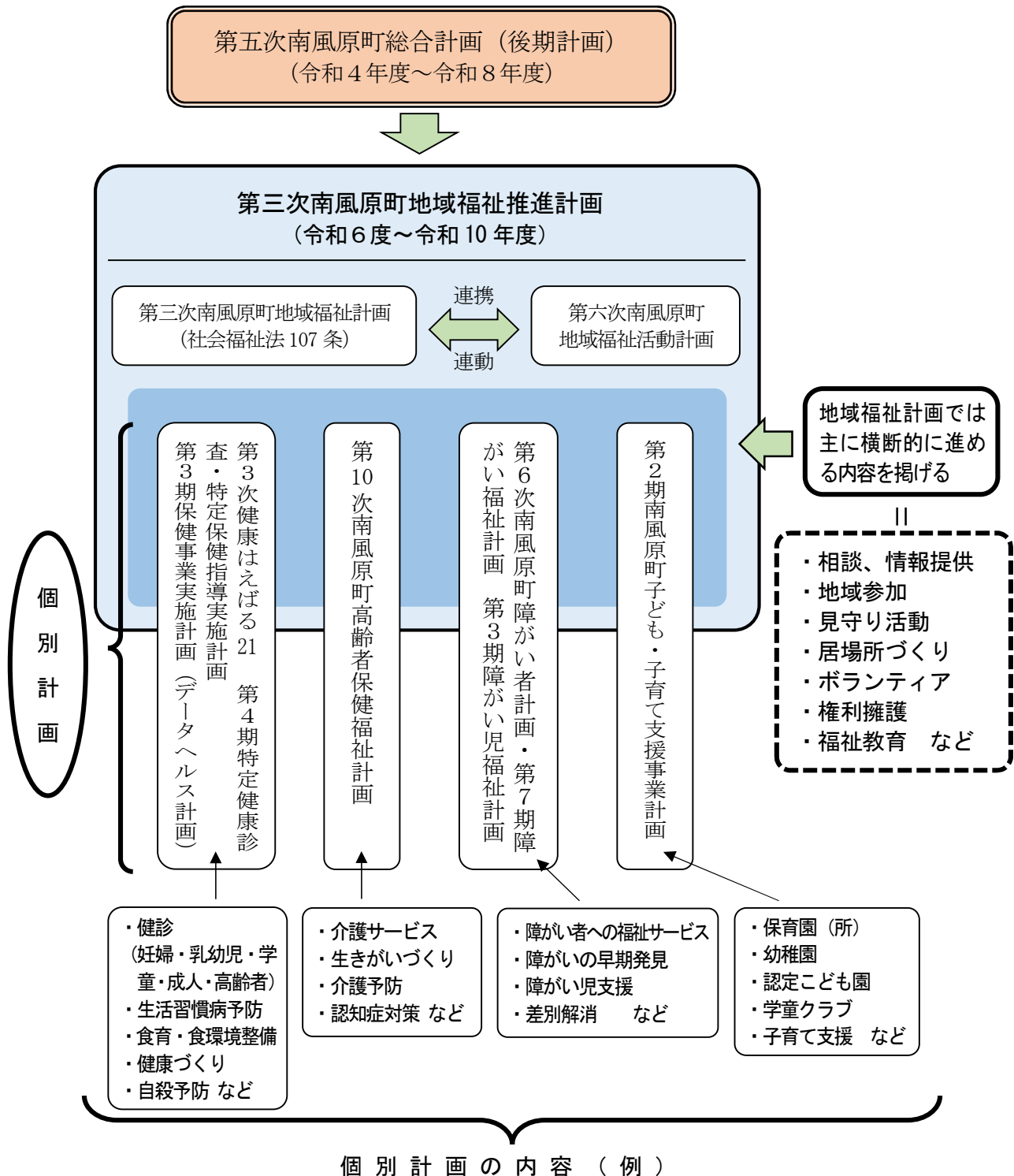
一体的策定における両計画の関係について、「地域福祉計画」では地域福祉を推進するための理念やビジョンを明示し、それを実行するための地域住民等の活動・行動のあり方及び活動等への支援のあり方を示すのが「地域福祉活動計画」となります。

○地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係



5 計画の位置づけ

- 本計画は、「第五次南風原町総合計画」を上位計画とし、総合計画における基本構想に即した、地域福祉の推進に関する事項について、具体的な方向性を示す計画です。
- 本計画は、高齢者、障がい者、児童、健康づくり及びその他関連する個別計画の施策を、円滑かつ効果的に推進していくための共通基盤の整備や福祉サービスの質的向上、公私協働のシステムづくりなど、包括的な支援を推進するための計画です。そのため、これらの計画との連携を図り、整合性を保ちます。



6 策定において留意する事項

(1) 国の法制度や指針、通知等に基づいた策定

地域福祉計画の策定にあたっては、社会福祉法の第107条や国の指針で定める「地域福祉推進の理念」、「基本目標」及び「計画に盛り込むべき事項」に基づくとともに、地域の実情や特性を踏まえ、地域の福祉力の向上と地域課題の解決に向けた計画策定を行っています。

【地域共生社会の実現に向けた社会福祉法や関連する法制度改正】

- ①「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部改正する法律」（平成 29 年 5 月）
※地域共生社会の実現に向けた改革。介護保険事業計画では生活支援体制整備事業等の実施による地域支え合いの取り組みが進められた。
- ②「社会福祉法の改正」（平成 30 年 4 月）
※「包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項」が計画に盛り込むべき事項として追加。
※地域福祉計画が福祉分野の上位計画と位置づけられ、策定が努力義務化。
- ③「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和 3 年 4 月）
※地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するため、「重層的支援体制整備事業」を創設。(1. 断らない相談支援 2. 参加支援 3. 地域づくりに向けた支援)

【国からの過去の通知】

- ①「計画策定指針の在り方について」（平成 14 年 4 月 1 日付通知より）
→平成 29 年 12 月 12 日社援 1212 第 2 号により廃止
- ②「要援護者の支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」
(要援護者の把握や見守り等に関する事項／平成 19 年 8 月 10 日付)
- ③「高齢者等の孤立の防止について」
(高齢者の孤立防止や所在不明問題を踏まえた取り組み内容とすること／平成 22 年 8 月 13 日付)
- ④「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」
(生活困窮者の把握や自立支援に関する事項／平成 26 年 3 月 27 日付)
- ⑤「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」
(社会福祉法の改正や包括的な支援体制の整備、地域福祉計画策定ガイドライン／平成 29 年 12 月 15 日付)

(2) 地域福祉計画策定ガイドライン

○社会福祉法改正を受けて、国では「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン」を示しました(地域福祉計画への記載事項の追加等を踏まえて改定)。本計画策定においては、このガイドラインに基づくとともに、南風原町の実情、各種個別計画(関連計画)、新たに盛り込む項目等について検討・整理しながら、計画づくりを行いました。

※ただし、町が策定するほか計画において盛り込むべき事項が記載されている場合等は、以下の考え方に基づき、項目の整理しています。

【国の地域福祉計画策定ガイドラインより】

市町村がすでに策定しているほかの計画において、地域福祉計画に盛り込むべき事項が記載されている場合には、重なる部分について、その既定の計画の全部または一部をもって地域福祉計画の一部とみなすことができることとする。この場合において、ほかの計画の全部または一部をもって地域福祉計画の一部とみなす旨を、地域福祉計画の策定段階において明らかにしておくことが必要である。

【地域福祉計画に盛り込むべき事項について ー策定ガイドラインよりー】

1. 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

(以下は、共通して取り組むべき事項の例)

- ア) 様々な課題を抱える者の就労や活動の場の確保等を目的とした福祉以外の分野との連携
(まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等)
- イ) 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
- ウ) 制度の狭間の課題への対応のあり方
- エ) 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
- オ) 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
- カ) 居住に課題を抱える者への横断的な支援のあり方
- キ) 就労に困難を抱える者への横断的な支援のあり方
- ク) 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援のあり方
- ケ) 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護のあり方
- コ) 高齢者、障がい者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者または保護者が抱えている課題にも着目した支援のあり方
- サ) 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援のあり方
- シ) 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- ス) 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
- セ) 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取り組みの推進
- ソ) 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- タ) 全庁的な体制整備

2. 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
<ul style="list-style-type: none"> ア) 福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備 イ) 支援が必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立 ウ) サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保 エ) 利用者の権利擁護 オ) 避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策
3. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
<ul style="list-style-type: none"> ・ (例) 民間の新規事業の開発やコーディネート機能への支援 ・ (例) 社会福祉法人による「地域における公益的な取り組み」の推進
4. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
<ul style="list-style-type: none"> ア) 地域住民、ボランティア団体、NPO等の活動への支援 イ) 住民等による問題関心の共有化の動機づけと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進 ウ) 地域福祉を推進する人材の養成
5. 包括的な支援体制の整備に関する事項
<p>ア 「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ア) 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援 イ) 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備 ウ) 地域住民等に対する研修の実施 <p>イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ア) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備 イ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知 ウ) 地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握 エ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築 <p>ウ 多機関の協働による市町村に置ける包括的な相談支援体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ア) 支援関係機関によるチーム支援 イ) 協働の中核を担う機能 ウ) 支援に関する協議及び検討の場 エ) 支援を必要とする者の早期把握 オ) 地域住民等との連携

(3) 県計画との整合性

○県では「沖縄県地域福祉支援計画」を令和4年3月に策定しており、基本理念に「地域住民等がともに支え合い、地域の一員として生きがいを持ちながら心豊かに暮らせる、誰一人取り残すことのない優しい社会の実現」を掲げるとともに、「安心して暮らせる地域づくり」、「地域福祉を支える担い手づくり」、「暮らしを支える福祉基盤づくり」、「市町村における体制づくりへの支援」を基本方向として、地域支え合いの推進や福祉セーフティネットの充実、包括的な支援体制の構築に対する支援などを計画に盛り込んでいます。本計画は、この計画との整合性も図り策定しています。

7 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5か年計画とします。

なお、今後の社会情勢の変化や関連法制度の動向などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

○計画の期間

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度～
第三次南風原町 地域福祉推進計画	→					
					見直し	→ 次期計画

8 計画の策定体制

(1) 計画策定のための組織体制

本計画の策定にあたっては、町(こども課)と社会福祉協議会が連携、協働して事務局を運営しました。また、計画の検討や審議等を行うための組織として、「地域福祉計画素案作成作業部会」、「地域福祉計画素案作成検討委員会」、「地域福祉計画策定委員会」を設置しています。

1) 地域福祉計画素案作成作業部会

町関係課の班長クラス、社会福祉協議会の担当で構成し、計画素案の検討及び各課が管轄する分野別計画との調整を図ります。

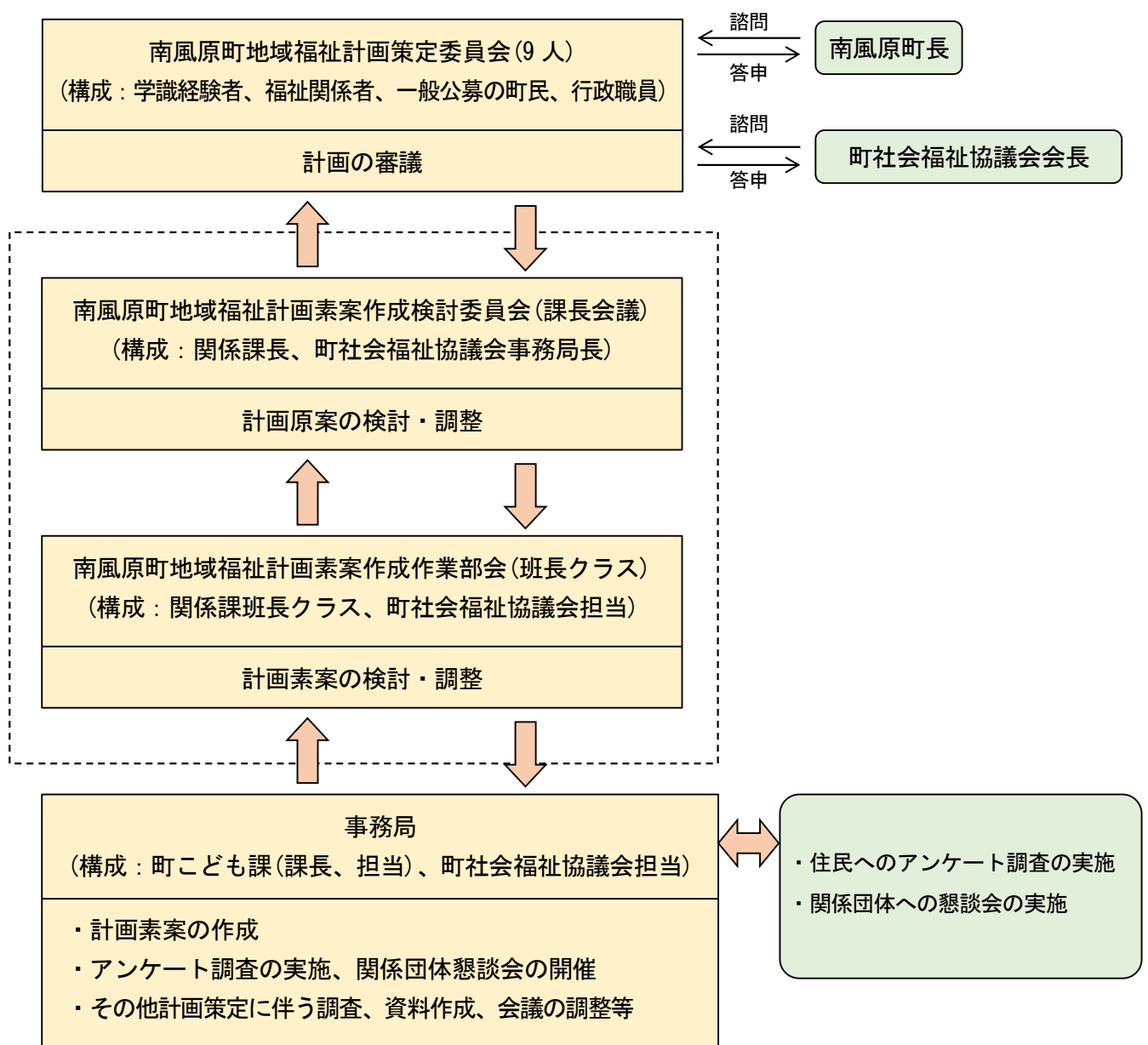
2) 地域福祉計画素案作成検討委員会

関係課長、社会福祉協議会事務局長で構成し、計画原案の検討及び関係課間の総合的な調整を図ります。

3) 地域福祉計画策定委員会

学識経験者、福祉関係者、公募による住民等で構成され、町長及び社会福祉協議会長より諮問を受け、計画の審議と答申を行います。

地域福祉計画策定のための組織体制図



(2) 計画策定のための関係団体アンケート・懇談会について

本計画は、住民の参画による策定を基本としています。広く住民の意見を反映させるために、住民アンケート調査、関係団体へのアンケート・懇談会、及び「地域福祉計画策定委員会」委員として一般町民の公募を行いました。また、町のホームページより計画素案に対するパブリックコメントを実施しています。

1) 住民アンケート調査（南風原町の地域福祉（活動）計画に関するアンケート調査）

①調査の目的

- ・第2次計画を策定するにあたり、町民の地域福祉に関する意識や地域活動等への参加状況、地域福祉推進における課題等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として町民意識調査を実施しました。

②調査の対象者

- ・本調査の対象者は、町内在住の20歳以上とし、町の住民基本台帳より3,100人を無作為に抽出。（令和4年12月時点）

③調査方法

- ・郵送による配布・回収及びWebアンケート

④調査期間

- ・令和5年2月2日～令和5年2月24日

⑤回収率

・調査対象者数：3,100件	総回収数：1,165件	回収率 37.6%
うち		
紙による調査の回収状況	回収数：784件	回収率 25.3%
Webによる回収状況	回収数：381件	回収率 12.3%

⑥設問

- ・基本的なことについて（小学校区、性別、年齢、職業、世帯構成、住宅の種類 など）
- ・地域との関わりについて（居住年数、自治会への加入、住みごころ、近所付き合い、孤立 など）
- ・困っていることや相談について（生活の不安、相談相手 など）
- ・福祉への関心と情報について（地域の福祉情報の入手方法 など）
- ・地域福祉の推進について（地域福祉を実現していく上での問題点、学びの機会の参加の有無、参加したい内容、福祉の充実で必要なこと）
- ・福祉サービスの利用について（不都合や不満の有無、内容 など）
- ・地域福祉に関連する用語について（社会福祉協議会、民生委員・児童委員の周知状況 など）
- ・成年後見制度等について（成年後見制度、日常生活自立支援事業の認知度 など）

2) 自治会、民生委員・児童委員の声の把握

- ・地域福祉の推進において重要な担い手である字・自治会区長や民生委員・児童委員の声を把握するため、小アンケートを行いました。

実施時期：令和5年8月

調査用紙の回収数：自治会・・・14件　　民生委員・児童委員・・・17件

<設問>

- ・地域活動での困りごと
- ・地域の支え合い、つながりづくりなど地域福祉の向上のために必要と思うこと
- ・地域福祉推進のための要望や提案など

3) 関係団体懇談会

- ・関係団体への懇談会を開催し、地域福祉活動についての現状や課題把握とともに、今後の展開について意見交換しました。

回数	日程	懇談会対象	場所	参加人数
第1回目	6月28日(水)	赤十字奉仕団	14時／役場庁議室	13人
第2回目	8月31日(木)	民生委員・児童委員	14時／ちむぐる館	7人
第3回目	9月4日(月)	区長会	16時／役場庁議室	19人
第4回目	9月8日(金)	南風原町商工会	13時／商工会	7人

4) 策定委員会委員における公募委員数

- ・公募委員1名

5) パブリックコメント

- ・実施期間：
- ・意見数：●件
- ・アクセス数：●件

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

ちむぐくるで笑顔あふれる 福祉のまち南風原

●南風原町では...

全国的に自治会の加入率が低下し、地域のつながりが希薄していると言われていた中、南風原町でも自治会加入率が39.4%(令和5年3月末)となっており、5年前の44.8%より減少しています。

自治会加入率の低下や地域活動への住民参加の減少など地域との関わりが少なくなる背景には、集合住宅世帯(マンションやアパート)の増加による転入・転出に伴う世帯の入れ替わりが多いことや、共働き世帯の増加、住民一人ひとりの価値観の多様化等が影響しています。

●地域の「つながり」への意識は...

住民へのアンケート調査を見ると、地域活動への参加率が2割弱にとどまっていますが、参加していない理由としては「活動内容がわからない」「一緒に参加する仲間がいない」という声も2割ほど見られ、活動の周知や仲間同士での参加など、改善策を検討する課題も見えています。また、町民が地域の支え合いに期待することとして「災害時の助け合い」、「地域の見回りなど防犯」、「一人暮らし高齢者等の見守り活動」を挙げる声が多くあり、地域での「つながり」を必要と感じている人が少なくないことがわかります。

●地域の「支え合い」に安心し、笑顔に...

地域住民の抱える困りごとが「複雑化・複合化」している中で、行政が制度やサービスを縦割りではなく横断的に提供していくことにより、住民の困りごとに気づき必要な支援を行うことが重要です。しかし、行政や各福祉サービスの充実だけで全ての困りごとを解決することは困難であり、地域住民や関係団体が身近な地域でつながることにより、孤立化を防ぎ、相談し合ったり、支え合ったりすることが不可欠です。こういった行政の取り組みや地域住民同士のつながりが、地域生活に安心を与え、困りごとを持っていても誰もがいきいきと笑顔で自分らしく生きることが出来ます。

●そして、次代への「つながり」...

地域に暮らす住民同士が、他人の困りごとを「我が事」と思い、ちむぐくるの心を大切にする人が増えていくことで、南風原町内に「ちむぐくる」の精神が当たり前のこととして浸透し、支え合いの輪が、若い世代や子育てで忙しい世代を含めた全ての世代、さらに、次代を担う子どもたちにもつながり、笑顔あふれる福祉のまちとなることを目指します。

■「ちむぐる」とは

沖縄の方言で「人の心に宿る、より深い思い」を指すと言われていますが、人によって解釈が多少異なります。本計画では、「思いやり、優しさ、助け合いの精神、他者の苦しみを共有することのできる心」などを表す言葉として使います。

2 基本目標

- ・計画では、以下の3つの目標を掲げ、地域福祉の向上を目指します。

基本目標1：共に支え合えるまちづくり

小地域における住民支え合いが広がっていくように、一人ひとりの福祉意識を高めるほか、地域福祉の取り組みを支えていく体制づくりが必要となります。

字・自治会を中心とした地域福祉への住民参加の仕組みづくりを進めるとともに、福祉意識の高揚、ボランティア活動の推進、関係団体の活動を支援するなど住民による地域福祉活動の一層の推進に取り組み、共に生きるまち、「地域共生社会の実現」を目指します。

基本目標2：自分らしく自立して暮らせるまちづくり

尊厳を保ち、いつまでも自分らしく自立した生活を送ることは、誰もが望むものです。そのためには必要な人に必要な支援が届くことが重要となります。

支援を必要とする人が相談しやすい環境づくりを進めるとともに、自ら相談することが難しい環境にある人、相談に自ら足を運ばない人についても地域で声を拾い、相談へとつなぎ、必要な支援を受けられる仕組みづくりを推進します。

また、自らサービスを選択できるよう保健・福祉・医療等に関する情報提供の充実を図ります。各種サービスについては、個別計画に基づき取り組みを推進し、利用者本位のサービス利用となるよう、サービスの量的整備や質の向上を図るほか、生活困窮世帯等への支援、子どもの孤立対策、権利擁護等の充実に取り組みます。

さらに、包括的支援の視点に立ち、支援が縦割りのサービス提供にとどまらず、横断的につながり、多面的に対応できる体制構築を目指します。

基本目標3：安全・安心な人にやさしいまちづくり

地域で安心していつまでも暮らし続けていくには、地域の生活環境を整えていく必要があります。住民アンケートでは地域防災や地域防犯が地域の安心した生活のために必要という声も多くあります。こういった面での地域のつながりや組織の強化、支援体制の構築を図ります。

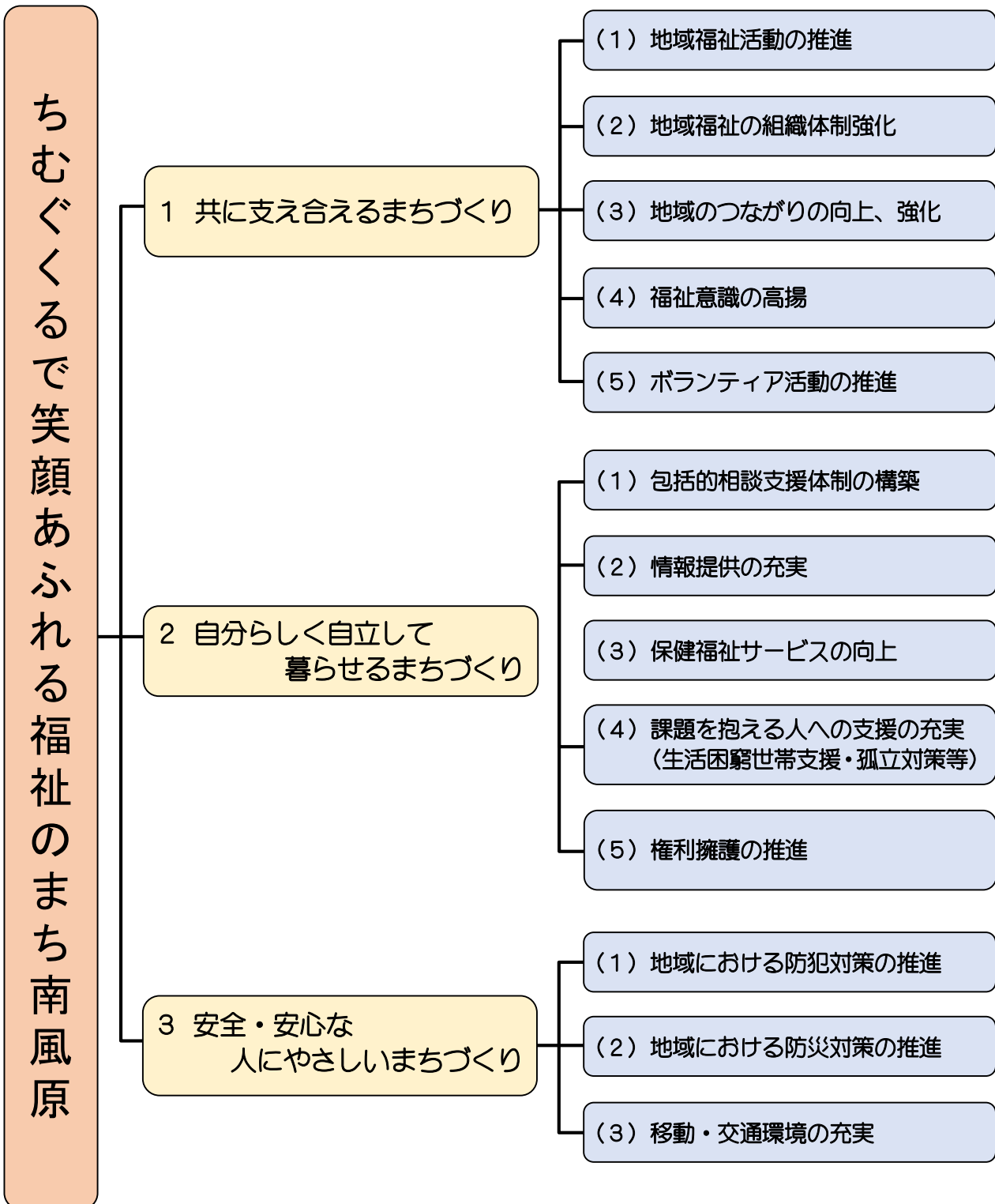
また、現代の車社会において、高齢者や障がい者、子どもなど移動・交通手段で支援を必要とする人への対策も推進します。

3 施策の体系

基本理念

基本目標

基本施策



【第3次計画の施策体系の詳細】

<町の取り組み>	<社会福祉協議会の取り組み>
基本目標1 共に支え合えるまちづくり	
(1)地域福祉活動の推進	
①地域福祉活動への参加促進 ア)自治会情報や地域福祉活動の情報提供 イ)福祉に関する「学びの場」の提供及び充実 ウ)住民ニーズを踏まえた多様な小地域活動の促進 ②地域福祉活動を担う各種団体の活動支援 ③民生委員・児童委員の活動支援 ア)民生委員・児童委員の活動支援 イ)民生委員・児童委員の住民への周知・啓発 ウ)民生委員・児童委員の定数確保 ④活動を担う人材の確保支援 ア)福祉協力員の確保支援 イ)まちづくりサポーターの確保支援 ⑤町内企業や社会福祉法人の地域福祉活動への参加促進	①地域福祉活動の活性化 ア)地域支え合い体制事業による地域の活性化促進 イ)まちづくりサポートセンターの充実・強化 ウ)小地域福祉活動の強化 ②ボランティア活動の振興 ③地域づくりに関する情報共有の場づくり ④福祉団体の支援 ⑤民生委員・児童委員の活動支援 ア)民生委員・児童委員の活動支援 イ)民生委員・児童委員の担い手不足解消と人材育成 ⑥町内企業への地域福祉活動参加への呼びかけ ⑦町内社会福祉法人が行う地域公益的な取り組みへの連携と支援
(2)地域福祉の組織体制強化	
①自治会組織体制の強化支援 ア)自治会組織への支援 ②小地域福祉ネットワークの組織化・強化支援 ア)小地域福祉ネットワークの取り組み支援 イ)小地域福祉ネットワークの組織化促進 ウ)小地域福祉ネットワークづくり推進地区連絡会の開催等 ③コミュニティソーシャルワーカーの体制の充実支援 ④地域課題を解決する仕組みの充実強化 ⑤第2層プラットフォームの機能充実	①支え合い・助け合う地域づくり ア)福祉協力員の委嘱と活動支援 イ)福祉協力員の資質向上 ②小地域福祉ネットワークの組織化推進及び機能強化 ア)小地域福祉ネットワーク活動への支援 イ)小地域福祉ネットワークの組織化 ③コミュニティソーシャルワーカーの機能強化 ア)コミュニティソーシャルワーカーの配置と資質向上 イ)地域支援の強化 ④地域福祉プラットフォームの充実・強化
(3)地域のつながりの向上、強化	
①交流やつながりの機会づくり推進 ア)交流機会の提供 イ)友愛訪問や見守りネットワーク活動の支援 ウ)居場所づくりの推進 ②住民主体の活動による交流の促進 ア)住民主体の活動の支援 イ)交流・活動場所の確保 ③住民同士の“絆(つながり)”づくり(地域共生社会の実現)	①地域活動の活性化支援 ア)字・自治会活動の支援 イ)字・自治会加入促進に対する支援 ②認知症高齢者を地域で支える“つながり”構築 ア)認知症高齢者を地域で支えるための啓発活動の強化 イ)学びの場・機会づくり ③多様な居場所づくりの推進
(4)福祉意識の高揚	
①児童生徒への福祉教育の推進 ア)学校と地域住民等の連携による福祉教育の充実 イ)「福祉教育連絡会」の開催 ウ)「福祉教育実践報告会」の開催 ②地域住民への福祉意識啓発の充実 ア)福祉意識の啓発広報活動 イ)イベント機会等を活用した福祉意識啓発 ウ)各種週間や月間の趣旨の周知啓発強化 ③福祉に関する「学びの場」の提供(再掲)	①住民の福祉意識の高揚 ②児童生徒への福祉教育の推進 ア)福祉教育推進校の指定と福祉教育の推進 イ)福祉教育実践報告書の発行 ③福祉教育推進基本方針に基づく福祉教育の充実・強化 ア)福祉教育推進基本方針に基づく福祉教育の実践 イ)福祉教育推進における調査研究の実施 ④地域共生社会についての啓発・広報の推進
(5)ボランティア活動の推進	
①ボランティアへの参加促進 ②ボランティアセンターの機能充実・支援 ③ボランティア活動の活性化 ア)「学校支援ボランティア」の参加推進	①ボランティア活動の情報発信 ②ボランティア交流と仲間づくりの推進 ③ボランティア養成、人材の確保 ア)ボランティア養成講座の充実・強化 イ)若者世代へボランティアの機会づくり ④ボランティア団体や企業、NPOとの連携強化と協働活動の推進

<町の取り組み>	<社会福祉協議会の取り組み>
基本目標2 自分らしく自立して暮らせるまちづくり	
(1)包括的相談支援体制の構築	
<p>①相談支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ア)窓口対応力の充実 イ)相談担当者の資質向上 ウ)電話やメール等による相談の実施 エ)訪問相談の実施 <p>②包括的な相談支援体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ア)支援を必要とする住民を相談につなぐ体制づくり推進 イ)多機関の連携・協働による包括的相談支援体制の構築 <p>③相談窓口の周知と利用促進</p>	<p>①福祉総合相談事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ア)福祉総合相談事業の充実 イ)福祉総合相談事業の周知・広報 <p>②地域課題の把握とアウトリーチによる相談支援の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ア)地域活動における相談支援の充実・強化 イ)コミュニティソーシャルワーカーの活動における相談支援の充実・強化 ウ)民生委員・児童委員と連携した地域相談支援の充実 <p>③町との連携による包括的相談支援体制の構築</p>
(2)情報提供の充実	
<p>①情報提供の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ア)既存の情報提供の充実 イ)新たな情報提供手段の検討 <p>②関係機関・団体や地域への情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ア)関係機関・団体等への行政情報の発信 イ)出前講座の実施 <p>③相談窓口間の連携</p> <p>④情報のバリアフリー化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ア)ホームページの利用しやすさの向上 イ)声の広報の充実 <p>⑤広報紙配布率の向上</p>	<p>①必要な情報を届ける広報活動の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ア)社協だより「ちむぐくる」の発行 イ)SNSの積極的な活用 <p>②情報提供の充実</p>
(3)保健福祉サービスの向上	
<p>①各種保健福祉サービスの充実</p> <p>②インフォーマルサービスへの支援</p> <p>③包括的なサービス提供の体制構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ア)介護保険制度における「地域包括ケアシステム」の深化・推進 イ)「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築 ウ)子どもや子育て家庭等を包括的に支援する体制の構築 エ)「複雑化・複合化」した課題に対応する包括的な支援の構築 <p>④利用手続きの簡素化・わかりやすさの推進</p> <p>⑤サービスの質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ア)サービス従事者の資質向上 イ)苦情解決体制の充実 	<p>①包括的な高齢者福祉サービスの提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ア)高齢者の在宅生活を支える福祉サービスの充実 イ)総合的なサービス提供の推進 <p>②福祉サービスの質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ア)研修等による資質向上 イ)苦情解決体制の充実 <p>③インフォーマルサービスへの支援</p>
(4)課題を抱える人への支援の充実（生活困窮世帯支援・孤立対策等）	
<p>①生活保護制度の適正実施</p> <p>②低所得者への支援の推進</p> <p>③生活困窮世帯への自立支援の推進</p> <p>④ひきこもり状態の方やその家族への支援</p> <p>⑤子どもの孤立（貧困）対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ア)「子ども元気ROOM」の充実 イ)若年妊産婦の支援体制の充実 ウ)町の公的施設を活用した居場所づくり エ)学習支援等の推進 オ)ヤングケアラーの把握と支援の推進 カ)医療的ケア児への支援の充実 <p>⑥自殺予防対策の推進</p> <p>⑦再犯防止施策の推進</p>	<p>①低所得世帯に対する支援</p> <p>②生活困窮者の自立支援の推進</p> <p>③社会的孤立対策支援事業の推進</p>
(5)権利擁護の推進	
<p>①成年後見制度等利用促進の体制整備【推進主体：保健福祉課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ア)「成年後見制度中核機関」を活用した権利擁護支援 イ)成年後見制度や中核機関の広報・啓発 ウ)相談機能の充実 ウ-1 権利擁護支援会議の充実 ウ-2 マンパワーの充実の検討 エ)日常生活自立支援事業、日常的金銭管理支援事業の周知・連携 オ)成年後見制度利用促進の強化 オ-1 成年後見制度利用支援事業の推進 オ-2 市民後見人の養成・法人後見の設置検討 カ)成年後見人等への支援強化 キ)権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築 <p>②虐待等防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ア)虐待やDV等の防止及び早期発見・早期対応に関する地域への啓発広報 イ)南風原町要保護児童等対策推進協議会による対応充実 ウ)「こども家庭センター」による子ども支援の強化 エ)「地域包括支援センター」「基幹相談支援センター」による高齢者及び障がい者支援の強化 	<p>①金銭管理等日常生活の支援</p> <p>②日常生活自立支援事業の実施</p> <p>③法人成年後見の実施検討</p>

	＜町の取り組み＞	＜社会福祉協議会の取り組み＞
基本目標3 安全・安心な人にやさしいまちづくり		
	(1)地域における防犯対策の推進	
	①防犯に関する情報提供・地域防犯の啓発 ②防犯パトロール等の充実 ③高齢者や障がい者が遭う危険性の高い犯罪への対策 ④防犯灯の整備推進 ⑤通報システムの普及推進	①子どもを守るネットワークづくり ②消費者被害への対応の充実
	(2)地域における防災対策の推進	
	①防災意識の普及啓発 ②自主防災組織の結成や強化の推進 ③避難行動要支援者の支援体制の構築 ④緊急情報伝達手段の充実 ⑤福祉避難所の確保	①災害ボランティアセンター機能の充実 ア)災害時対応マニュアルの整備 イ)避難支援訓練への参加・協力 ②減災に向けた広報啓発活動の展開
	(3)移動・交通環境の充実	
	①歩行者の移動円滑化の推進 ②移動支援の推進 ③地域共助による移動手段の確保	①高齢者外出支援事業の充実 ②地域共助による移動手段の確保 ③見守りシステムの活用による安心した外出支援

4 福祉圏域の設定

●福祉圏域とは...

福祉圏域とは、地域福祉を推進するために必要な取り組みや仕組みづくりを効率的、効果的に展開していくための地域における範囲のことです。

保健福祉サービスの提供や情報発信、スポーツ大会や文化祭などは、町民全体を対象とした大きな範囲での取り組みですが、見守り・安否確認や日常生活におけるちょっとした手助けなどは、身近な範囲での気づきや支え合いで行われます。

第三次計画においては、第二次計画での考え方を継続し、第1層と第3層の強化を図るとともに、第2層に「地域福祉プラットフォーム」という新しいかたちを導入し、緩やかな連携の中で住民の「気づき」と「つながり」の機会づくりを行いながら地域福祉の推進を図ります。

(1) 第1層 町全域

行政や町社会福祉協議会、その他関係機関と連携しながら、法制度に基づいた保健福祉サービスの提供や各種支援について、町全域を対象とした取り組みを行う範囲です。

各種行事やサービス提供、支援対策のほか、町全体の地域課題を町全体の視点で解決するための取り組みを行います。

今後は、住民のつながりの機会づくりを積極的に行い、関係機関と連携しながら各種イベントやスポーツ大会、交流の場、生涯学習の場(学びの場)づくりなどを推進します。

(2) 第2層 地域を超えたつながりの場「地域福祉プラットフォーム」

自治会の加入率や地域活動への住民参加が伸び悩む中、「組織にとらわれない緩やかな連携の場・つながりの場」も必要であり、地域という枠にとらわれずに住民が集まり、「気になること」や「やってみたいこと」などについて懇談しながら、つながりの輪を広げ、課題解決を実現していく場を「地域福祉プラットフォーム」を第2層に位置づけます。

※プラットフォームとは：列車へ乗り降りする場所を示すことから、最近は「土台・基盤」という意味合いで使用されるようになってきた。様々な人やグループ、企業、団体、機関が、組織や地域等の枠を超えて、参加したいときや必要なとき、それぞれ参画する仕組みをプラットフォーム型という。

(3) 第3層 身近な小地域（字・自治会）

字・自治会の組織を中心とした地域活動や、見守り・支え合いなどを行える身近な地域を単位とした範囲です。

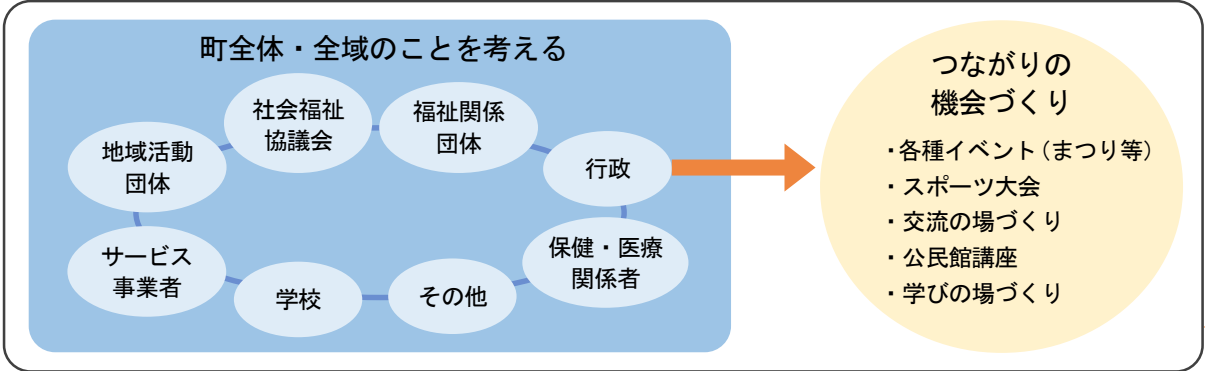
各字・自治会では、年中行事や世代間交流に趣向を凝らし、住民同士のつながりの機会づくりをしています。また、ほとんどの字・自治会では「小地域福祉ネットワーク」が組織化され、高齢者サロンや子育てサロンといった交流活動が主に行われています。

さらに、各小学校区に配置されているコミュニティソーシャルワーカーが関わりながら、支援が必要な方への助言やサービス・制度及び関係機関等へのつなぎを行う「個別支援」を行っています。

字・自治会の活動は、現在は行事や交流活動が中心となっていますが、今後は、小地域の中での困りごと(地域課題)の把握やその解決策を話し合い、小地域福祉ネットワークを中心とした見守り活動や生活支援等にも取り組んでいけるように、活動の仕組みづくりと住民参加の促進、字・自治会の組織体制の強化などの支援を行います。

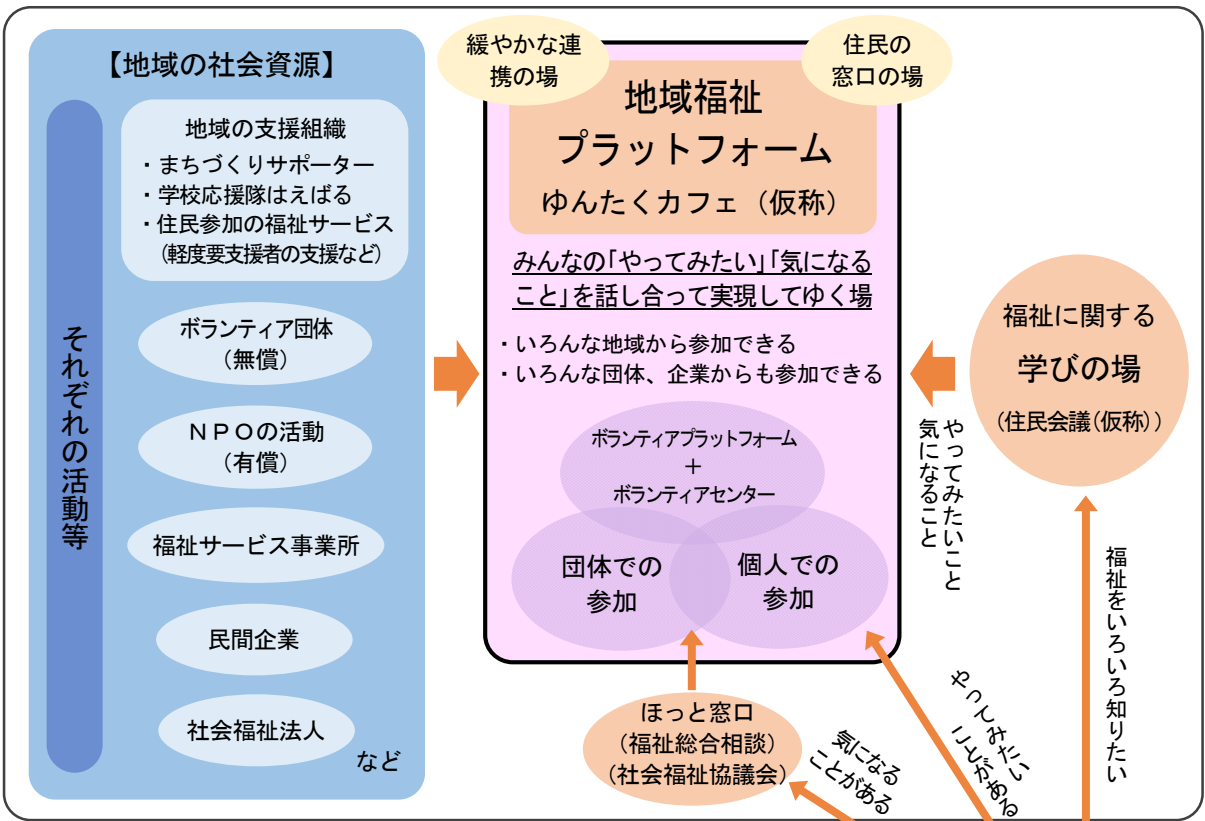
南風原町地域福祉のイメージ図

第1層 (町全体)



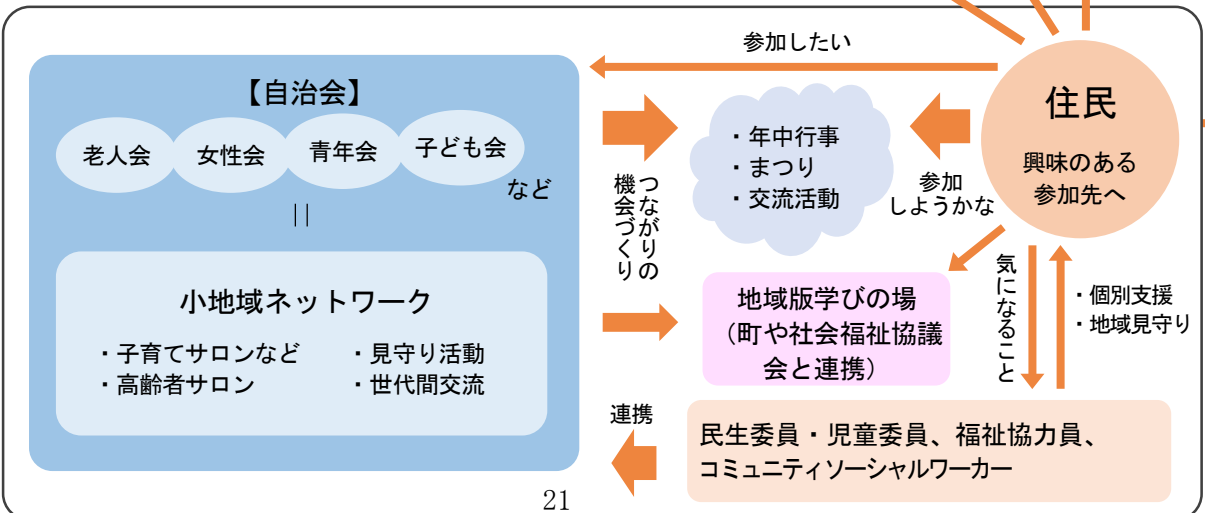
行政主体でやってほしいこと ↑ ↓ 連携する

第2層 (地域を超えたつながりの場)



小地域の課題を共有する ↑ ↓ 小地域と連携する

第3層 (身近な小地域)



第3章 第3次計画の取り組み

基本目標1 共に支え合えるまちづくり

(1) 地域福祉活動の推進

■ 町の取り組み ■

① 地域福祉活動への参加促進 【推進主体：総務課、こども課、生涯学習文化課】

ア) 自治会情報や地域福祉活動の情報提供 【推進主体：総務課、こども課】

○自治会活動や地域福祉活動をとおして、安心して暮らせる住みよい地域づくりにより多くの住民が参加していけるよう、自治会の活動内容、地域福祉活動の報告、地域で活躍する人の声などについて、地域や社会福祉協議会と連携しながら情報発信していきます。

イ) 福祉に関する「学びの場」の提供及び充実 【推進主体：こども課、生涯学習文化課】

○地域住民の福祉に関する知識の向上により福祉意識の高揚を図るため、社会福祉協議会と連携してボランティア養成講座や地域福祉懇談会など福祉に関する「学びの場」を継続して実施するとともに、福祉に関心を持った団体や企業、個人が集まる場などに「学びの場」を提供し出向くなど、各種福祉情報の提供と意識啓発に努め、地域住民一人ひとりが支え合う意識づくりと地域福祉活動への理解・参加を推進します。

○南風原町の歴史や文化等を学ぶ「はえばる大学」と連携し、学びの機会やテーマを拡大するなど、福祉に関する「学びの場」の充実を図ります。

ウ) 住民ニーズを踏まえた多様な小地域活動の促進 【推進主体：総務課、こども課】

○地域における防災、防犯、見守りは、住民の関心があり、参加意欲が高い取り組みを自治会で実施できるよう支援し、多様な世代、多様なニーズに対応した活動を促進します。

② 地域福祉活動を担う各種団体の活動支援 【推進主体：こども課、保健福祉課、生涯学習文化課】

○地域福祉の推進に関わる社会教育団体や各種団体、NPO等について、それぞれの活動の充実・育成のために、社会福祉協議会と連携しながら必要な支援を行います。

③ 民生委員・児童委員の活動支援 【推進主体：こども課】

ア) 民生委員・児童委員の活動支援 【推進主体：こども課】

○地域住民の身近な相談役である民生委員・児童委員が行う地域活動や研修等への支援について、社会福祉協議会と連携しながら進めます。

イ) 民生委員・児童委員の住民への周知・啓発 【推進主体：こども課】

○民生委員・児童委員の活動の充実が図られるよう、役割や活動内容の重要性について、チラシの配布や町ホームページへの掲載などにより、地域への周知を図ります。

ウ) 民生委員・児童委員の定数確保 【推進主体：こども課】

○地域住民の身近な相談役である民生委員・児童委員について定数確保に努め、今後も継続して充足率向上を図ります。

④活動を担う人材の確保支援 【推進主体：こども課】

ア) 福祉協力員の確保支援 【推進主体：こども課】

○社会福祉協議会が進める「福祉協力員」の配置など、民生委員・児童委員をサポートする人材の確保を支援します。

イ) まちづくりサポーターの確保支援 【推進主体：こども課】

○社会福祉協議会が進める「まちづくりサポーター」を確保するため、地域でともに支え・助け合う有償の活動について周知広報を行うなど、人材の確保を支援します。

⑤町内企業や社会福祉法人等の地域福祉活動への参加促進 【推進主体：こども課】

○町内企業や社会福祉法人等も地域社会を構成する一員であるという意識を醸成するため、勉強会の開催や情報提供の機会を設け、事業者の地域福祉活動への参加を促します。

○町内企業や社会福祉法人が行っている地域福祉活動を広報紙などで発信し、住民への周知や他企業・法人への参加意識啓発を図ります。

■ 社会福祉協議会の取り組み ■

①地域福祉活動の活性化

ア) 地域支え合い体制事業による地域の活性化促進

○字・自治会における自治会加入率が低下し、地域住民相互の関係性が弱くなる中、改めて住民の関係性づくりと支え合い・助け合う地域づくりを進めるため、地域支え合い体制づくり事業における「絆づくり事業」をとおした住民相互の顔の見える関係づくりを推進し、地域の支え合い体制と地域づくりを推進します。

イ) まちづくりサポートセンターの充実・強化

○高齢者や障がい者等の日常的な困りごとをお手伝いすることで、安心できる地域生活を支援するため、まちづくりサポートセンターの強化に努めます。

○サポート活動に高齢者や障がい者、離職等による生活困窮の状態にある方なども支え手として参加し、活躍できる仕組みとなるよう、担当職員のコーディネート機能を強化し、当事者の参加支援の充実・強化を図ります。

ウ) 小地域福祉活動の強化

○字・自治会を地域福祉活動の基礎的単位として位置づけ、字・自治会で実施される様々な地域活動をとおして住民の共助機能の強化を図ることで、支え合い・助け合いの地域づくりを推進します。

エ) ボランティア活動の振興

○高齢者や障がい者とのふれあい活動や各種福祉ボランティア活動への参加をとおして、社会福祉への理解を深めるための機会づくりを進めるため、ボランティア活動の振興に努めます。

②地域づくりに関する情報共有の場づくり

- 住民が地域づくりに主体的に参画し、地域福祉活動への参加をとおした地域づくりに関わるため、地域福祉懇談会や福祉協力員連絡会の開催など、住民参加による地域づくりの学習機会の確保に努めます。

③福祉団体の支援

- 住民が福祉団体の活動への参加をとおして社会福祉への理解を深めるとともに、協働による福祉のまちづくりに参画できるよう、当該福祉団体に対する支援及び連携強化に努めます。

④民生委員・児童委員の活動支援

7) 民生委員・児童委員の活動支援

- 民生委員・児童委員連合会の事務局として担当職員を配置するとともに、活動費（助成金）の交付など民生委員・児童委員活動を積極的にサポートすることで協働体制の構築に努めます。

1) 民生委員・児童委員の担い手不足解消と人材育成

- 民生委員・児童委員は定数に欠員があるため、欠員がある地区との話し合いや社協だよりの活用等により、民生委員・児童委員の必要性、役割や魅力のPRを行うなど、町と連携しながら、担い手の確保に努めます。
- コミュニティソーシャルワーカーや役場包括支援センターなど関係機関との連携体制の構築に努め、民生委員・児童委員活動の負担軽減を図ることで、人材確保を支援します。

⑤町内企業への地域福祉活動参加への呼びかけ

- 企業も地域の一員として地域福祉活動へ参画できるよう働きかけるとともに、参加できる機会づくり及び情報発信を強化することで協働体制の構築に努めます。

⑥町内社会福祉法人が行う地域公益的な取り組みへの連携と支援

- 地域における福祉課題の解決にあたり、社会福祉法人等による公益的な活動と連携を強化し、協働による地域づくりに取り組む体制づくりに努めます。
- 町内福祉施設長連絡会ははじめ、専門職ネットワークはえるん会議の開催、参加をとおして関係機関の連携体制の強化に努め、協働体制づくりを推進します。

(2) 地域福祉の組織体制強化

■ 町の取り組み ■

①自治会組織体制の強化支援 【推進主体：総務課、こども課】

ア)自治会組織への支援 【推進主体：総務課、こども課】

- 住民に最も身近な組織である字・自治会が中心となった地域福祉のつながりづくり、支え合いの環境づくりが推進されるよう、組織への支援を行います。
- 各地域の地域資源と自治会とのつながりを支援し、多分野・多世代での活動を推進します。
- 自治会長等の研修などにより資質向上を図り、自治会運営、行事開催などにおける取り組みの強化を支援します。

②小地域福祉ネットワークの組織化・強化支援 【推進主体：こども課】

ア)小地域福祉ネットワークの取り組み支援 【推進主体：こども課】

- 社会福祉協議会との連携により、「高齢者サロン」「子育てサロン」などの活動への支援を行います。

イ)小地域福祉ネットワークの組織化促進 【推進主体：こども課】

- 小地域福祉ネットワークが組織化されていない字・自治会に対しては、社会福祉協議会と連携しながら、組織化を促していきます。

ウ)小地域福祉ネットワークづくり推進地区連絡会の開催等 【推進主体：こども課】

- 小地域福祉ネットワークづくり推進地区連絡会や研修会の開催により、運営状況等の情報交換・共有を図り、小地域における事業推進に寄与します。

③コミュニティソーシャルワーカーの体制の充実支援 【推進主体：こども課】

- コミュニティソーシャルワーカーによる地域の福祉ニーズの把握や相談援助の充実が図られるよう、包括的相談支援の観点から、コミュニティソーシャルワーカーと地域の各種相談窓口(地域包括支援センター、障がい者相談支援事業者、家庭児童相談員、子育て支援センター、保健師、民生委員・児童委員など)との連携を密にし、要支援者の情報を共有するとともに、相互に連携・協力した支援が可能な体制を構築します。また、公的サービスや専門的な支援を組み合わせることが必要なケースについては、福祉事業者や専門機関等との適切な連携を支援します。

④地域課題を解決する仕組みの充実強化 【推進主体：こども課、保健福祉課】

- 各字・自治会における小地域での課題解決の仕組み(第3層)と、町全体の課題解決の仕組み(第1層)の充実と実践を進めます。
- 介護保険制度における生活支援体制整備事業の協議体や生活支援コーディネーター、地域福祉分野の地域福祉コーディネーターが連携し、第1層、第3層の仕組みと一体的に地域課題の解決を図ります。

⑤第2層プラットフォームの機能充実 【推進主体：こども課】

○各字・自治会やその枠を超えて、個人レベルや団体レベル等での課題意識(困り感、ニーズ)を解決へと導いていくため、社会福祉協議会と連携して「地域福祉プラットフォーム」(第2層)での地域課題解決システムの機能充実を進めます。

■ 社会福祉協議会の取り組み ■

①支え合い・助け合う地域づくり

ア)福祉協力員の委嘱と活動支援

○民生委員・児童委員の担い手不足という課題がある中で、地域の実情にあった地域福祉活動を展開するにあたり、福祉協力員を積極的に委嘱し、その活動への支援をとおして地域の支え合い・助け合い活動を充実強化し、安心して暮らし続ける地域づくりを推進します。

イ)福祉協力員の資質向上

○住民が抱える福祉課題も複雑化・多様化している中で相談支援へのつなぎ役として、福祉協力員にも一定の知識と支援スキルが求められるため、研修会の開催及び活動の手引書の作成配布をとおして活動に対する共通認識づくりに取り組みます。

②小地域福祉ネットワークの組織化推進及び機能強化

ア)小地域福祉ネットワーク活動への支援

○各字・自治会ですでに発足され、地域の高齢者支援に取り組んでいる小地域福祉ネットワークに対し、引き続き活動費の助成をはじめ、連絡会の開催をとおした情報共有の機会づくりなどの活動支援を行うとともに、活動を支えるボランティアの確保と育成に向けてその支援の充実・強化に努めます。

イ)小地域福祉ネットワークの組織化

○すでに活発に活動が展開され、高齢者の居場所づくりとしての成果は出ているものの、障がい者世帯や生活困窮世帯の見守り活動など課題もあります。活動の幅が広がり、地域の支え合い・助け合い活動の中心的役割を担うことができるよう、組織強化に努めるとともに、未発足自治会への組織化に向けた働きかけを強化します。

③コミュニティソーシャルワーカーの機能強化

ア) コミュニティソーシャルワーカーの配置と資質向上

- コミュニティソーシャルワーカーの活動については、これまで住民の身近な相談支援者としてある程度認知され、民生委員・児童委員はじめ地域の関係機関等とも連携しながら、配置人員を増やしながら各小学校区へ配置し、活動しています。
- とりわけ、障がい者相談においては、相談支援事業とも連携を取りながら、病院受診同行、福祉サービスへのつなぎや地域の見守り体制づくりなどの支援体制を強化します。
- 引き続きコミュニティソーシャルワーカーの活動をとおして、障がい者はじめ高齢者など相談対象者を限定せず、誰もが気軽に相談・支援を受けることで安心できる地域生活を支えるための「断らない相談支援体制」の構築に向け、既存の取り組みの充実・強化に努めます。

イ) 地域支援の強化

- コミュニティソーシャルワーカーの活動をとおして把握した地域福祉課題の解決に向け、地域住民の主体的な福祉活動を後押し・支援するとともに、生活支援コーディネーター及び在宅介護支援センターワーカーとも連携を密にし、個別支援と地域支援（地域づくり）の効果的な連動による総合的な支援体制づくりに努めます。

④地域福祉プラットフォームの充実・強化

- 第2次地域福祉推進計画に引き続き、本計画においても「地域福祉プラットフォーム」を設置し、住民の福祉への関心を高めるとともに、それに基づいた実践活動への促しをとおして、多様な地域づくりの協議、実践の機会づくりに努めます。

(3) 地域のつながりの向上、強化

■ 町の取り組み ■

①交流やつながりの機会づくり推進 【推進主体：生涯学習文化課、教育総務課、保健福祉課、こども課】

ア) 交流機会の提供 【推進主体：生涯学習文化課、教育総務課、こども課】

○伝統文化継承活動、公民館学級講座、各種スポーツ大会、文化祭等イベントを開催し、地域の交流や世代間交流、町民同士のふれあいの機会を提供します。

イ) 友愛訪問や見守りネットワーク活動の支援 【推進主体：保健福祉課】

○友愛訪問や福祉協力員を中心に実施されている見守り活動への支援を行い、対象者の安否確認と孤独感の解消及び地域とのつながり確保及び社会的孤立対策を図ります。

ウ) 居場所づくりの推進 【推進主体：保健福祉課、こども課】

○子ども、高齢者、障がい者のための居場所、集いの場の確保により、交流機会の確保や孤立の解消を図ります。

②住民主体の活動による交流の促進 【推進主体：生涯学習文化課、教育総務課、こども課】

ア) 住民主体の活動の支援 【推進主体：生涯学習文化課、教育総務課】

○地域住民が自ら行うスポーツ活動、サークル活動、文化活動等をとおして、仲間づくりや交流の機会が図られるよう自主的な活動を支援します。

イ) 交流・活動場所の確保 【推進主体：生涯学習文化課、教育総務課、こども課】

○地域交流の活性化に向けて、地域で気軽に集い、仲間づくりや交流ができる集いの場として、地域の公民館や集会所、公共施設及び社会福祉施設等の既存施設をはじめ、地域の様々な資源の有効活用を推進します。

③住民同士の“絆(つながり)”づくり（地域共生社会の実現） 【推進主体：総務課、保健福祉課】

○地域における日頃からのつながりや、各種活動をとおした住民相互の関係性を形成するため、地域で実施する各種交流事業や登校時のあいさつ運動、地域の見守り活動(一人暮らし高齢者や気になる世帯など)に支援・協力し、ともに支え合い・助け合う地域づくりを進める上で、住民同士の“絆(つながり)”づくりを図ります。

■ 社会福祉協議会の取り組み ■

①地域活動の活性化支援

ア) 字・自治会活動の支援

○地域福祉推進における第3層圏域として字・自治会を基礎的圏域として位置づけるとともに、字・自治会で行われる各種地域活動が支え合い・助け合う地域づくりの視点を持って開催されるよう、地域活動への支援の充実・強化を図ります。

イ) 字・自治会加入促進に対する支援

- 字・自治会ははじめ行政など関係機関と締結した自治会加入促進に関する協定に基づき、地域福祉活動の実践をとおして自治会加入及び地域づくりに寄与するよう、広報啓発はじめ、各種活動に取り組めます。

②認知症高齢者を地域で支える“つながり”構築

ア) 認知症高齢者を地域で支えるための啓発活動の強化

- 認知症を発症しても、住み慣れた地域で暮らし続けるため、住民相互の支え合い・助け合い活動の充実・強化する必要がある、各種広報啓発活動に取り組み、認知症に対する偏見を取り除き、安心・安全の地域づくりを推進します。

イ) 学びの場・機会づくり

- 認知症高齢者を地域で支える仕組みづくりを進めるため、住民はじめ関係機関・団体に対する学びの場・機会を提供するとともに、見守り活動はじめ各種支援活動に協働で取り組むため、福祉意識の高揚を図ります。

③多様な居場所づくりの推進

- 小地域福祉ネットワーク活動は、地域で高齢者の居場所として成果を出しているものの、認知症高齢者や既存のサロンに歩いて参加できない高齢者などが参加しにくいという課題もあるため、新たな集いの場づくりに取り組みます。
- 子育て中の親子が気軽に参加し、子育ての楽しみ、やりがいをはじめ悩みや不安などを共有し、子育ての仲間づくりを進める等の支援に取り組みます。
- 社会的孤立が社会問題とされる中、新たな“居場所”への参加をとおして社会・地域とのつながる意欲やその機会を提供するため、年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが自由に集える居場所づくりに取り組みます。

(4) 福祉意識の高揚

■ 町の取り組み ■

①児童生徒への福祉教育の推進 【推進主体：学校教育課、生涯学習文化課】

ア) 学校と地域住民等の連携による福祉教育の充実 【推進主体：学校教育課、生涯学習文化課】

○次代を担う子どもたちが福祉への理解を深め、自分にできる取り組みが探求できるよう、「社会福祉協議会の出前講座」や「学校応援隊はえばる」の活用等により、学校と地域住民等が連携して、福祉講話や高齢者及び障がい者との交流、ボランティア体験学習等の多様な活動を行い、ノーマライゼーションの理念の浸透を図るとともに、思いやりのある心、正義感など豊かな人間性を育むために福祉教育を推進します。

イ) 「福祉教育連絡会」の開催 【推進主体：学校教育課】

○町と社会福祉協議会、学校等の福祉教育に関する連絡調整や共通認識を図り、目的・目標を定めた福祉教育が実践されるよう、「福祉教育連絡会」を開催します。

ウ) 「福祉教育実践報告会」の開催 【推進主体：学校教育課】

○福祉教育の実践報告等により課題把握を行い、次の開催に役立てていくように図ります。

エ) 教職員への福祉教育の機会確保 【推進主体：学校教育課】

○学校教職員についても福祉への理解と関心を高めることにより、福祉教育の充実が図られるよう、幼稚園、保育所(園)、認定こども園や学校教育部門と社会福祉協議会との連携により、「町内学校教諭等福祉研修会」を実施し、福祉教育や地域共生社会を啓発する機会を確保します。

②地域住民への福祉意識啓発の充実 【推進主体：保健福祉課、こども課】

ア) 福祉意識の啓発広報活動 【推進主体：こども課】

○「地域共生社会」を形成していくために、社会福祉協議会、福祉施設、自治会、小地域福祉ネットワーク等関係機関・団体と連携し、福祉意識の啓発や福祉に関する情報提供の充実を図ります。

イ) イベント機会等を活用した福祉意識啓発 【推進主体：保健福祉課、こども課】

○地域のイベントにおいては、高齢者や障がい者、子育て世帯への理解が深まり、地域福祉への関心が高まるよう、地域の福祉(福祉課題を含む)に関する情報発信、講話や講演会などを開催し、啓発を図ります。

ウ) 各種週間や月間の趣旨の周知啓発強化 【推進主体：保健福祉課、こども課】

○「〇〇週間」や「〇〇月間」といった高齢者、障がい者、児童等の福祉啓発期間においては、それぞれの週間や月間の趣旨が住民に広く周知されるよう開催方法に工夫を凝らし、啓発の強化を図ります。また、参加者の拡大に向けて広報活動の充実を図ります。

エ) 福祉に関する「学びの場」の提供(再掲) 【推進主体：こども課、生涯学習文化課】

○地域住民の福祉に関する知識の向上により福祉意識の高揚を図るため、社会福祉協議会と連携してボランティア養成講座や地域福祉懇談会など福祉に関する「学びの場」を継続して実施するとともに、福祉に関心を持った団体や企業、個人が集まる場などに「学びの場」を提供し出向くなど、各種福祉情報の提供と意識啓発に努め、地域住民一人ひとりが支え合う意識づくりと地域福祉活動への理解・参加を推進します。

○南風原町の歴史や文化等を学ぶ「はえばる大学」と連携し、テーマを拡充することで、福祉に関する「学びの場」の充実を図ります。

■ 社会福祉協議会の取り組み ■

①住民の福祉意識の高揚

- 住民が地域の福祉課題の解決に主体的に参加するため、社会福祉協議会が実施する各種事業・活動への参加をとおして住民の福祉意識の高揚を図るよう福祉教育的機能の充実・強化に努めます。
- とりわけ、若者世代の興味を引くような福祉に関する情報を提供・発信し、実践活動につなげるための取り組みを検討します。

②児童生徒への福祉教育の推進

ア) 福祉教育推進校の指定と福祉教育の推進

○子どもたちが地域社会の一員として、地域のつながりやともに生きる社会といった「地域福祉の大切さ」を理解していくように、町内の全保育園（所）、幼稚園、認定こども園、小中学校等を福祉教育推進校に指定し、各学校や地域支援コーディネーター、学校支援地域本部事業等と連携を取りながら、出前講座や福祉体験などの福祉教育を継続して実施していきます。

イ) 福祉教育実践報告書の発行

○「福祉教育実践報告書」を発行し、実践報告等による取り組みの蓄積及び課題把握を行い、今後の実践に役立てていくように図ります。

③福祉教育推進基本方針に基づく福祉教育の充実・強化

ア) 福祉教育推進基本方針に基づく福祉教育の実践

○社会福祉協議会が定めた福祉教育推進基本方針に基づいて、地域及び学校における福祉教育の取り組みの充実・強化を図るとともに、推進にあたっては、町内社会福祉法人や福祉団体、町内企業・事業者とも連携も密にし、多様な主体が参画して取り組むための仕組みづくりを目指します。

イ) 福祉教育推進における調査研究の実施

○既存の福祉教育推進基本方針を今日的な福祉課題の解決に関連づけるため、今後、必要に応じた見直しを行う必要があります。見直しにあたっては、福祉教育のあり方をはじめ、今後の取り組み方法等に関する調査・研究を進めながら、時代の要請に応じた内容となるよう充実を図ります。

④地域共生社会についての啓発・広報の推進

○障がい者や認知症に対する理解、障がい者の差別解消、合理的配慮、インクルーシブ教育などの啓発広報に努め、全ての人が地域において支え合いながらともに生きる「共生社会」の啓発を行います。

(5) ボランティア活動の推進

■ 町の取り組み ■

①ボランティアへの参加促進 【推進主体：こども課】

○社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動やボランティアを必要とする地域のニーズを、広報紙等により地域に発信することで、ボランティアに関する情報提供の充実とともに、活動への参加促進を図ります。

②ボランティアセンターの機能充実・支援 【推進主体：こども課】

○社会福祉協議会と連携し、ボランティアのニーズ把握や情報収集、ボランティアの養成・確保、コーディネート強化等によるボランティアセンターの機能充実に努めます。

③ボランティア活動の活性化 【推進主体：生涯学習文化課】

ア)「学校支援ボランティア」の参加促進 【推進主体：生涯学習文化課】

○地域住民が町内の小中学校で、趣味や特技を活かして学校の教育活動に参加する「学校支援ボランティア」への参加を推進し、ボランティア活動の活性化を図ります。

■ 社会福祉協議会の取り組み ■

①ボランティア活動の情報発信

○各種ボランティア団体と連携し、町内で行われているボランティア活動の情報発信により、ボランティア活動の周知や参加促進を図ります。

②ボランティア交流と仲間づくりの推進

○ボランティア同士が交流する機会づくりを行い、交流によるボランティアへの意欲向上、情報共有、活動の活性化を図ります。

○ボランティアに関心のある方、実際にボランティアに参加されている方の情報提供・交流の場として「ボランティアプラットフォーム」の開催に努めます。

③ボランティア養成、人材の確保

ア) ボランティア養成講座の充実・強化

○社会福祉協議会が実施している手話や音訳等の各種ボランティア養成講座を実施し、ボランティアの育成及び確保に努めます。

イ) 若者世代へボランティアの機会づくり

○若い世代が積極的にボランティアに参加することで福祉への理解を深めることができるよう、活動機会の確保やボランティア講座の開催をとらしてボランティア人材の確保・育成に努めます。

④ボランティア団体や企業、NPOとの連携強化と協働活動の推進

○地域福祉推進に関わる福祉・ボランティア団体や企業・NPO等も増加し、活発に活動が展開されており、これらの団体と協働して福祉のまちづくりに取り組むとともに、ボランティアプラットフォームをとらしてネットワークの構築に取り組みます。

基本目標2 自分らしく自立して暮らせるまちづくり

(1) 包括的相談支援体制の構築

■ 町の取り組み ■

①相談支援の充実 【推進主体：こども課、保健福祉課】

ア) 窓口対応力の充実 【推進主体：こども課、保健福祉課、国保年金課】

○相談に訪れた住民を適切な相談先につなぐため、職員間(課内・他課)の情報共有を徹底するとともに、社会福祉協議会やNPO、ボランティア活動等も含めたインフォーマルなサービス等も紹介するなど、窓口対応力の充実に図ります。

イ) 相談担当者の資質向上 【推進主体：こども課、保健福祉課、国保年金課】

○質の高い相談支援を実施できるよう、研修等により相談担当者の相談援助の知識や技術の向上を図ります。

ウ) 電話やメール等による相談の実施 【推進主体：こども課、保健福祉課、国保年金課】

○地域で相談しづらいと考える住民については、電話やメール等による相談を受けるほか、適切な方法により相談につながる仕組みづくりに取り組みます。

エ) 訪問相談の実施 【推進主体：こども課、保健福祉課、国保年金課】

○相談に訪れることが困難な人に対応するため、訪問による相談支援を推進します。

②包括的な相談支援体制の構築 【推進主体：こども課、保健福祉課、国保年金課】

ア) 支援を必要とする住民を相談につなぐ体制づくり推進 【推進主体：こども課、保健福祉課、国保年金課】

○困りごとがあるにもかかわらず相談ができなかったり、自ら支援を求めることができない方についても適切な支援につながるよう、民生委員・児童委員、コミュニティソーシャルワーカー、生活支援コーディネーター等の地域関係者や関係機関との連携を強化し、支援が必要な方の情報が相談窓口が届きやすい体制づくりを推進します。

イ) 多機関の連携・協働による包括的相談支援体制の構築 【推進主体：こども課、保健福祉課、国保年金課】

○高齢や障がい、子育て支援、生活困窮者支援等の各種相談機関だけでは対応しがたい複合的で複雑な課題や制度の狭間にある課題等に対応するため、多機関が連携・協働して包括的に受け止める相談支援体制を構築します。

③相談窓口の周知と利用促進 【推進主体：こども課、保健福祉課、国保年金課】

○民生委員・児童委員、社会福祉協議会、子育て支援センター、各保育園(所)、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、障がい者相談支援事業者、家庭児童相談員など地域の各種相談窓口について、町の広報紙やホームページ等で継続的に発信し、周知徹底を図ります。また、相談することの大切さや相談内容の守秘義務についても、あらゆる手段・機会をとおして発信します。

■ 社会福祉協議会の取り組み ■

①福祉総合相談事業の推進

ア) 福祉総合相談事業の充実

- 住民の日常生活上の心配ごとに対し、相談・支援を行うふれあい福祉相談室(一般相談、専門相談)を継続実施し、住民の生活の安定に向け支援を図ります。また、行政や関係機関と連携を図り、より解決力の高い相談室を目指します。

イ) 福祉総合相談事業の周知・広報

- 必要とする住民に周知されるよう随時広報に努めます。

②地域課題の把握とアウトリーチによる相談支援の充実・強化

ア) 地域活動における相談支援の充実・強化

- 支え合うまちづくり事業、在宅介護支援センター事業等をとおして積極的に地域に出向き、福祉課題の把握に努め、問題解決に向け公的サービス、インフォーマルサービスを効果的につなげ地域で安心して暮らせるよう支援体制を強化します。

イ) コミュニティソーシャルワーカーの活動における相談支援の充実・強化

- コミュニティソーシャルワーカーによる地域活動での地域課題把握と課題への対応を強化するため、コミュニティソーシャルワーカーの活動強化と現体制の維持を図ります。

ウ) 民生委員・児童委員と連携した地域相談支援の充実

- 身近な地域の相談役である民生委員・児童委員と連携し、相談支援の充実を図ります。

③町との連携による包括的相談支援体制の構築

- 複雑化・多様化した住民の福祉ニーズの解決に向けて、地域を担当するコミュニティソーシャルワーカーによる年齢・性別・障がいの有無にかかわらず相談支援をとおして、問題解決を図るため社会福祉協議会内各部署での連携体制の強化に努めます。
- 各種福祉制度、福祉サービスの活用等、役場こども課や保健福祉課、教育委員会など関係機関との連携による相談支援体制の強化に努め、包括的相談支援体制の構築を目指します。

(2) 情報提供の充実

■ 町の取り組み ■

①情報提供の充実 【推進主体：こども課、保健福祉課、国保年金課、総務課】

ア) 既存の情報提供の充実 【推進主体：こども課、保健福祉課、国保年金課、総務課】

○保健・福祉・医療に関する公的サービスや制度とともに、社会福祉協議会が提供するサービスや活動及び住民参加の福祉活動、ボランティア活動等について、町の広報紙やホームページ、SNS、チラシ、パンフレット、マスコミ等の活用によりわかりやすい情報提供の充実に取り組みます。

イ) 新たな情報提供手段の検討 【推進主体：こども課、保健福祉課、国保年金課、総務課】

○既存の情報提供手段以外の発信方法について検討と実践を行い、より多くの住民が容易に情報を入手できるように図ります。

②関係機関・団体や地域への情報発信 【推進主体：こども課、保健福祉課、国保年金課、企画財政課】

ア) 関係機関・団体等への行政情報の発信 【推進主体：こども課、国保年金課、保健福祉課】

○保健・福祉・医療サービスや制度等について、関係機関や関係団体への情報発信・共有を積極的に行い、様々なところから各種情報が得られたり、相談やコーディネート機能を発揮しやすいように図り、包括的な対応に寄与します。

イ) 出前講座の実施 【推進主体：企画財政課】

○地域の組織や団体等の要請に基づき、サービスや制度について周知を図るための場や機会を確保します。

③相談窓口間の連携 【推進主体：こども課、国保年金課、保健福祉課】

○地域の保健・福祉・医療等に関わる情報の入手について、地域のどの相談窓口にお問い合わせでも必要な情報が得られるよう、相談窓口間のネットワークを密にし、個人情報の保護に配慮した上で、相互に連携・協力した情報提供に取り組みます。

④情報のバリアフリー化の推進 【推進主体：総務課、保健福祉課】

ア) ホームページの利用しやすさの向上 【推進主体：総務課】

○町のホームページについては、高齢者、障がい者などを含め、誰もがホームページで提供される情報や機能を支障なく利用できるよう、アクセシビリティの向上に取り組みます。

○情報の受け手の特性に合わせた情報のバリアフリーに取り組みます。

イ) 声の広報の充実 【推進主体：保健福祉課】

○文字による情報の入手が困難な方については、広報紙等の内容を音声で提供する「声の広報発行事業」を今後も推進します。

⑤広報紙配布率の向上 【推進主体：総務課】

○自治会等と連携し、町及び社会福祉協議会の広報紙の全戸配布に向けて取り組みます。

■ 社会福祉協議会の取り組み ■

①必要な情報を届ける広報活動の充実・強化

ア) 社協だより「ちむぐる」の発行

- 引き続き、定期的な広報紙発行をおとした情報発信に努めるとともに、字・自治会の協力を得て戸別世帯へ配布することで広報活動の充実・強化を図ります。
- 社協だよりちむぐるについては、住民に対する福祉教育の媒体としての役割を担うべく、その内容の充実・強化を図るため、社協だより編集委員の協力を得て取り組みます。
- 福祉に関する情報を必要としている方へ必要な情報がきちんと行き届くよう、社会福祉協議会ホームページへの広報紙掲載はじめ、商業施設等でも広報紙を受け取ることができるよう工夫するなど、多種多様な情報発信に努めます。

イ) SNSの積極的な活用

- SNSの積極的な活用をおして、幅広い世代に情報を届けるため工夫するとともに、新たな活用方法も検討しながら、情報発信の仕組みを充実・強化します。

②情報提供の充実

- 相談窓口における情報提供等相談支援体制の強化はもとより、困りごとを抱えていても相談窓口まで容易に来所できない場合でも、必要最低限の情報を得ることができるよう、南風原町の福祉サービスや地域の社会資源をまとめた情報誌（福祉のしおり、社会資源マップ）の発行、事業に関するチラシの作成・配布等をおして情報発信に努めます。

(3) 保健福祉サービスの向上

■ 町の取り組み ■

①各種保健福祉サービスの充実 【推進主体：こども課、保健福祉課、国保年金課】

- 高齢者、障がい者、子育て世帯を対象とした、母子から高齢者までの健康・予防活動等といった各種保健福祉サービスについて、本町の実情を勘案して各種法制度に基づく必要なサービスの量的整備を計画的に進めます。また、必要に応じて町独自のサービスの創出に取り組みます。

②インフォーマルサービスへの支援 【推進主体：保健福祉課】

- 介護保険の生活支援体制整備事業による住民参加型サービスの創出など、インフォーマルサービスについて、地域の実情を踏まえた上で必要な支援を行います。
- 地域のインフォーマルサービスとの情報交換や連携を図り、包括的なサービス提供を進めます。

③包括的なサービス提供の体制構築 【推進主体：こども課、保健福祉課、学校教育課】

ア) 介護保険制度における「地域包括ケアシステム」の深化・推進 【推進主体：保健福祉課】

- 介護保険において構築が掲げられている「介護」「介護予防」「医療」「住まい」「生活支援」の5つの分野を包括的につなぎ切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図ります。

イ)「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築 【推進主体：保健福祉課】

○精神障がい者も含めた障がい者が地域の一員として安心して自分らしく暮らしていけるよう、「相談」「障害福祉」「医療」「生活支援」「住まい」「社会参加(就労)」「地域助け合い」を包括的に提供できる体制を整備する「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を図ります。

ウ)子どもや子育て家庭等を包括的に支援する体制の構築 【推進主体：こども課、国保年金課、学校教育課】

○妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を包括的に提供するとともに、児童虐待の早期発見や防止対策の強化を図る体制(「こども支援センター等」)の構築を図ります。

○子どもの成長・発達・人間形成・小学校への接続等について、保・幼・小等が連携し、乳幼児期から学童期までを総合的な視点で捉えて研究するため、「保幼小全体会議」を活用しながら、保育士、幼稚園教諭、認定こども園、小学校教職員の交流機会の確保、相互理解の推進を図ります。

エ)「複雑化・複合化」した課題に対応する包括的な支援の構築 【推進主体：こども課、保健福祉課、国保年金課、学校教育課】

○課題が「複雑化・複合化」しているケースへの対応について、関係課や関係機関が連携しながら、状況を共有し、包括的に支援していく体制の構築を図ります。

④利用手続きの簡素化・わかりやすさの推進 【推進主体：こども課、保健福祉課】

○サービスや制度の利用申請等について、利用者がわかりやすく迅速に行えるように、利用手続きの簡素化など配慮に努めます。

⑤サービスの質の向上 【推進主体：保健福祉課、こども課】

ア)サービス従事者の資質向上 【推進主体：保健福祉課、こども課】

○福祉サービス利用者の人格が尊重され、利用者本位の質の高いサービスが提供されるよう、サービス従事者の専門的な知識や技術を高めていくとともに、人権に対する感性を磨くための勉強会や研修等への参加促進を働きかけます。

イ)苦情解決体制の充実 【推進主体：保健福祉課、こども課】

○福祉サービス事業者に対し、サービス利用者の満足度を高めることや利用者の権利を守るために、サービス利用者のサービスへの不満や疑問に対し、適切に対応できる体制(苦情解決体制)が整備されているか確認し、必要に応じて体制整備に向けた取り組みを指導します。

○サービス事業者がサービス利用者の不満や疑問を解決するための制度や仕組みについて地域への周知を図り、利用者及びその家族等が相談しやすい環境となるよう指導します。

■ 社会福祉協議会の取り組み ■

①包括的な高齢者福祉サービスの提供

ア) 高齢者の在宅生活を支える福祉サービスの充実

- 在宅介護支援センター及びふれあいコールサービス、外出支援サービス、一般高齢介護予防通所事業、軽度生活援助事業などの事業間の連携を強化してサービスの充実を図ります。

イ) 総合的なサービス提供の推進

- 社会福祉協議会各部署及び行政、関係機関と連携し、支援を必要とする方への包括的できめ細かなサービス提供を目指します。
- 在宅介護支援センター相談員による高齢者世帯の実態把握訪問等を行いながら、生活の困りごとなどの聞き取り及び必要に応じてサービスの利用につなげ、関係者が関わり合いながら支援を行います。

②福祉サービスの質の向上

ア) 研修等による資質向上

- 各種サービスに従事する職員の資質向上のため、今後も職場内研修会の実施・外部研修会(We b研修含む)の参加・派遣を積極的に行い、職員の資質向上を図ります。

イ) 苦情解決体制の充実

- 社会福祉協議会が提供する福祉サービスに関する苦情について、適切な対応を行うため体制を整えるとともに、苦情申し立てがしやすくなるよう、事業の趣旨や仕組みを広報紙等で周知するなど、環境づくりに努めます。

③インフォーマルサービスへの支援

- 住民参加による地域福祉活動、ボランティア団体、NPO等民間が提供するインフォーマルサービスについて、地域の実情を踏まえた上で必要な支援を行います。
- 地域のインフォーマルサービスとの情報共有や連携を図り、地域の包括的なサービス提供を進めます。

(4) 課題を抱える人への支援の充実（生活困窮世帯支援・孤立対策等）

■ 町の取り組み ■

①生活保護制度の適正実施 【推進主体：こども課】

- 生活困窮世帯への経済的な支援を行い、生活の安定を図るために、県と連携した生活保護制度の適正な運用を推進します。
- 生活保護受給者の自立に向け、県のケースワーカーとの連携のもとに必要な相談支援を行います。

②低所得者への支援の推進 【推進主体：こども課、保健福祉課、教育総務課、国保年金課】

- 低所得世帯に対し保健・福祉・医療等のサービス利用及び教育・保育機会の確保が図られるよう、各種制度に基づく利用者負担の軽減や減免について周知を図り、安心して適正に利用できるよう支援します。また、生活安定のための福祉資金の貸付についても周知を図ります。

③生活困窮世帯への自立支援の推進 【推進主体：こども課】

- 生活困窮世帯の自立支援を図るため、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援や就労準備支援などについて、パーソナルサポートセンター南部と連携を取りながら進めます。

④ひきこもり状態の方やその家族への支援 【推進主体：こども課・保健福祉課・国保年金課】

- ひきこもり状態の方やその家族に対して、関係機関と連携して相談や必要な支援に取り組みます。

⑤子どもの孤立(貧困)対策の推進 【推進主体：こども課、教育総務課】

ア)「子ども元気ROOM」の充実 【推進主体：こども課】

- 貧困の連鎖を防止するため、「子ども元気ROOM」を継続実施し、子どもの生活支援や学習支援、孤立対策を図るとともに、親の支援も行い、自立へとつなげていきます。
- 元気ROOMの支援員である「子ども元気支援員」の資質向上を図るため、研修参加や支援員同士及び他市町村との情報共有などに努めます。

イ)若年妊産婦の支援体制の充実 【推進主体：こども課、国保年金課】

- 保健師や助産師と連携して若年妊産婦を支援する居場所事業を継続し、孤立しがちな子育て家庭に寄り添い、子育ての負担感や孤独感を解消していきます。

ウ)町の公的施設を活用した居場所づくり 【推進主体：こども課】

- 町内の児童館などを活用し、関係機関やボランティア等と連携しながら、子どもの孤立対策を図ります。
- 既存の人的ネットワーク(人材)も活用した連携により、保護者の学び支援や気軽な相談等の機会を提供するなど、保護者への支援策を推進します。

エ)学習支援等の推進 【推進主体：学校教育課、こども課】

- 貧困の連鎖を防止するために、県や関係課及び学校との連携により、無料塾や就学援助制度を活用し学習支援等を行います。

わ) ヤングケアラーの把握と支援の推進 【推進主体：こども課、学校教育課】

○ヤングケアラーについて、町内での実態把握に努めるとともに、周知啓発や必要な支援を行い、早期発見から切れ目ない支援ができる体制づくりを推進します。

か) 医療的ケア児への支援の充実 【推進主体：保健福祉課、こども課、学校教育課】

○医療的ケアを必要とする障がい児の実態把握を行うとともに、必要な医療的ケアを受けながら教育や保育を受けられる環境の整備に努めます。

⑥ 自殺予防対策の推進 【推進主体：国保年金課、企画財政課】

- 自殺の背景には、精神保健上の問題だけではなく、生活困窮、過労、育児疲れ、いじめ、孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。本町の実情に合わせた「自殺対策計画」を策定し、関係機関が連携して「誰も自殺に追い込まれることのない町の実現」を目指します。
- 自殺予防に関するポスター掲示等による啓発を行うほか、相談窓口の周知を行います。

⑦ 再犯防止施策の推進 【推進主体：総務課、こども課、保健福祉課】

- 再犯防止における取り組みを推進するため、関係課と連携を図ります。また、保護司会や更生保護女性会と連携し、犯罪や非行の防止及び犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深めるため、社会を明るくする運動などの啓発活動を実施し、再犯防止に取り組めます。

■ 社会福祉協議会の取り組み ■

① 低所得世帯に対する支援

- 経済不況が続く中、失業、疾病、低収入等生活不安を抱える世帯は増加しており、要援護世帯の生活を支えるセーフティネットとしての貸付事業を実施、相談から貸付まで迅速に対応し安心して日常生活を維持・改善できるよう支援します。
- 町内の低所得世帯の方が、あたたかい気持ちで新年を迎えることができるよう、住民をはじめ事業所等に募金を呼びかけ、区長・自治会長、民生委員・児童委員の協力を得て対象世帯に激励金を支給します。

② 生活困窮者の自立支援の推進

- 新型コロナウイルスの影響を受けて生活福祉資金の特例貸付を利用した借受人に対し、生活状況の把握及びアウトリーチを含めた相談支援を行います。あわせて行政機関、自立相談支援機関、福祉事務所、民生委員・児童委員などの関係機関との連携を密に図り、充実した支援を推進します。

③ 社会的孤立対策支援事業の推進

- 子ども居場所（子ども食堂等）・学習支援に取り組む団体等が継続実施できるよう、必要な支援を行います。

(5) 権利擁護の推進

■ 町の取り組み ■

① 成年後見制度等利用促進の体制整備【推進主体：保健福祉課】

ア) 「成年後見制度中核機関」を活用した権利擁護支援【推進主体：保健福祉課】

- 認知症や知的障がい、精神障がいにより判断能力が不十分な方が、地域において本人らしい生活を継続できるよう、令和5年4月に保健福祉課に設置した「成年後見制度中核機関」（以下、中核機関という）を活用し、権利擁護支援のネットワーク及び成年後見制度の利用促進を行います。

成年後見制度とは

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいにより判断能力が不十分なため、不動産や預貯金などの財産管理や介護・福祉サービス等利用の契約行為を行うことが困難な方を、法律的に保護し支援する制度です。成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度があります。

イ) 成年後見制度や中核機関の広報・啓発【推進主体：保健福祉課】

- 成年後見制度について正しい知識を持ち、成年後見制度の利用を必要としている方が適切に制度に結びつくことができるよう、介護・障がい福祉サービス事業所等の関係機関や町民を対象に成年後見制度に関する研修会等を開催します。
- 成年後見制度の利用支援に関する相談窓口である中核機関について、町ホームページや町広報紙等を活用し幅広く周知します。

ウ) 相談機能の充実【推進主体：保健福祉課】

ウ)-1 権利擁護支援会議の充実【推進主体：保健福祉課】

- 中核機関で受理した権利擁護支援に関する相談について、専門的な判断に基づいて支援方針を検討するため、弁護士・司法書士・社会福祉士等の権利擁護に関する専門職をアドバイザーに招き「権利擁護支援会議」を開催します。

ウ)-2 マンパワーの充実の検討【推進主体：保健福祉課】

- 権利擁護支援の充実を図り、中核機関の役割を存分に発揮していくための人材の確保を検討していきます。

エ) 日常生活自立支援事業、日常的金銭管理支援事業の周知・連携【推進主体：保健福祉課】

- 社会福祉協議会が実施している「日常生活自立支援事業」及び「日常的な金銭管理支援事業」について情報提供を行い、連携して支援します。

オ) 成年後見制度利用促進の強化【推進主体：保健福祉課】

オ)-1 成年後見制度利用支援事業の推進【推進主体：保健福祉課】

- 権利擁護支援会議において成年後見制度の利用が適切と判断されたが、身寄りがいない等の理由で申し立てを行う方がいない場合や、成年後見人等への報酬の支払いが困難な場合等においては、「成年後見制度利用支援事業」による利用支援を行います。

オ)-2 市民後見人の養成・法人後見の設置検討【推進主体：保健福祉課】

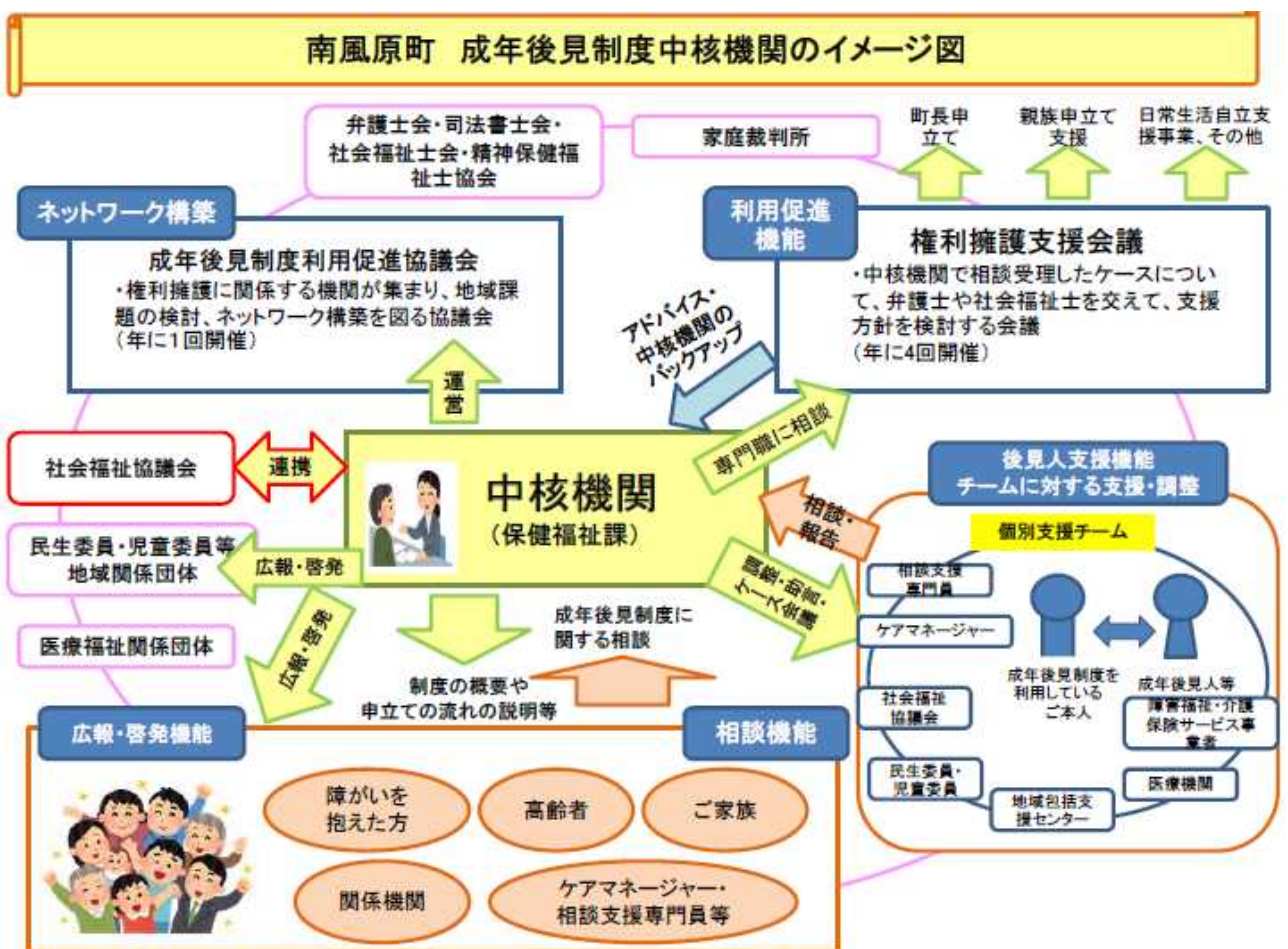
- 今後、専門職後見人の確保が難しくなることが懸念されており、市民後見人の養成や法人後見の設置について検討していきます。

か) 成年後見人等への支援強化 【推進主体：保健福祉課】

○成年後見人等が、成年後見制度を利用しているご本人の思や自己決定支援を大切にしながら、従来から関わっている福祉・医療・地域等の関係者とチームになって成年後見業務が行えるよう、中核機関の職員が適切に関わる支援体制づくりを行います。

キ) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築 【推進主体：保健福祉課】

○医療機関や社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の町内の権利擁護支援に携わる関係機関及び弁護士会・社会福祉士会・司法書士会等の専門職団体と成年後見制度等に関する町の状況を共有し、権利擁護支援のネットワークを構築、成年後見制度の利用促進を図るために「成年後見制度利用促進協議会」を開催していきます。また、家庭裁判所との連携も進めていきます。



②虐待等防止対策の推進 【推進主体：保健福祉課、こども課、企画財政課】

ア) 虐待やDV等の防止及び早期発見・早期対応に関する地域への啓発広報 【推進主体：保健福祉課、こども課、企画財政課】

○高齢者、障がい者、児童への虐待及びDVの早期発見・早期対応を図るために、住民への虐待に関する知識の普及啓発を図るとともに、虐待等に関する相談窓口や通告義務について周知を図ります。

イ) 南風原町要保護児童等対策推進協議会による対応充実 【推進主体：こども課、保健福祉課、企画財政課】

○被虐待者及びDV被害者の保護並びに養護者等への適切な支援等について、迅速かつ的確に対応していけるよう、「南風原町要保護児童等対策地域協議会」において警察や学校、福祉保健所、児童相談所、福祉施設及びその他関係機関等との密接な連携を図り、組織的に対応していきます。

ウ) 「こども家庭センター」による子ども支援の強化 【推進主体：こども課】

○現在の「子育て世代包括支援センター」と、「子ども家庭総合支援拠点」の2つの機能を併せ持つ「こども家庭センター」の設置を推進し、「ヤングケアラー」や虐待、貧困、若年妊娠など、支援が必要な家庭により届きやすい体制整備を目指しています。

エ) 「地域包括支援センター」「基幹相談支援センター」による高齢者及び障がい者支援の強化 【推進主体：保健福祉課】

○高齢者虐待に関する通報は「地域包括支援センター」が、障がい者虐待に関する通報は「基幹相談支援センター」が、相談受理、調査及び虐待解消に向けて関係機関と連携して対応を行っています。一時保護先の確保及び必要に応じて専門職のアドバイスを受ける機会を設け、適切に虐待対応を行える体制を目指します。

■ 社会福祉協議会の取り組み ■

①金銭管理等日常生活の支援

○判断能力が低下した住民や日常生活に不安を抱えている方等が安心して在宅生活が継続できるよう「日常的な金銭管理支援事業」等による支援を行います。

②日常生活自立支援事業の実施

○認知症や知的障がい等で判断能力が不十分な方の福祉サービスの利用援助や、日常的な金銭管理・重要書類等の預かり・保管などの支援を行い、権利擁護を図る「日常生活自立支援事業」について、事業の周知広報及び実施体制の充実を図ります。

③法人成年後見の実施検討

○判断能力が不自由になったときに、法律面や生活面で支援する成年後見制度について、法人としての成年後見の実施を検討します。

基本目標3 安全・安心な人にやさしいまちづくり

(1) 地域における防犯対策の推進

■ 町の取り組み ■

①防犯に関する情報提供・地域防犯の啓発 【推進主体：総務課、学校教育課】

- 関係機関と連携し、犯罪や消費者被害、詐欺被害に関する情報を把握し、被害防止の方法を含めた地域への情報提供を行います。
- 消費者被害、詐欺被害に関しては相談窓口の周知を図るとともに、警察や県民生活センター等の関係機関と連携した必要な支援を行います。
- 子どもを犯罪から守るために、警察と学校、家庭、地域が連携して、幼児・児童・生徒が犯罪を回避できる能力を身につけるための教育・指導の充実に取り組みます。
- 学校安全マップを活用し、子どもたちへの危険箇所の周知を図ります。
- 防犯意識の普及啓発に努め、地域の一人ひとりが防犯の意識を持ち、地域のつながりによる安全・安心なまちづくりを目指します。

②防犯パトロール等の充実 【推進主体：学校教育課、生涯学習文化課、総務課】

- 老人クラブをはじめ、地域や関係団体等による、通園・通学路、子どもの居場所となる公園などのパトロール活動を支援します。
- 青少年が事件・事故に巻き込まれないよう、地域や関係機関が連携した夜間パトロールを実施します。
- 青少年の健全な成長を阻害するおそれのある有害図書や有害サイトなどの社会環境から、青少年を保護する取り組みを進めます。

③高齢者や障がい者が遭う危険性の高い犯罪への対策 【推進主体：保健福祉課】

- 振り込め詐欺や架空請求など、高齢者や障がい者が犯罪に巻き込まれることがないように、関係団体、サービス事業者等による犯罪回避のための指導・啓発を促します。
- 高齢者、障がい者について、一人暮らしや日中一人になることが多い世帯については、必要に応じて近隣住民や民生委員・児童委員等による、防犯のための様子の確認や注意を促していただけるよう呼びかけます。

④防犯灯の整備推進 【推進主体：都市整備課】

- 夜間における犯罪を抑制するため、自治会と連携した住宅地の防犯灯の整備を進めます。

⑤通報システムの普及推進 【推進主体：保健福祉課】

- 耳や言葉が不自由な方への事件・事故に関する通報について、警察と連携し、「FAX110番」や「メール110番」といった通報システムの周知と活用の普及を図ります。

■ 社会福祉協議会の取り組み ■

①子どもを守るネットワークづくり

○南風原町老人クラブ連合会等による子どもの登下校時を見守るパトロール活動と連携を密にするとともに、支援をとおして子どもを見守るネットワークづくりを推進します。

②消費者被害への対応の充実

○社会福祉協議会が実施する在宅介護支援センター事業やコミュニティソーシャルワーカーの活動をとおして、悪徳商法や「オレオレ詐欺」等についての住民への注意喚起を行うとともに「ふれあい福祉相談事業」や消費者相談等との連携を密にし、問題解決に取り組みます。

○相談員の専門的知識を深めるための研修等の実施・研修参加などにより、消費者被害に関する対応力の強化を図ります。

(2) 地域における防災対策の推進

■ 町の取り組み ■

①防災意識の普及啓発 【推進主体：総務課】

○災害を防止し、または災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐために、ハザードマップを活用した住民への防災意識の普及啓発を進めます。

○大規模災害の際には、公助による防災・減災対策とともに、地域コミュニティ等における共助が災害対策に重要な役割を果たすため、地域共助による防災対策について啓発を行います。

②自主防災組織の結成や強化の推進 【推進主体：総務課】

○地域の防災組織である「自主防災組織」の結成を促進するとともに、自主防災組織の強化のため、人材育成や食糧備蓄の充実を支援します。

③避難行動要支援者の支援体制の構築 【推進主体：保健福祉課、総務課】

○町の「避難行動要支援者避難支援計画」に基づき、災害時に一人では避難することが困難な障がい者や高齢者等の避難行動要支援者の把握を行い、災害時要支援者名簿を毎年度更新していきます。

○避難行動要支援者一人ひとりの避難方法や避難経路、避難支援する者等について具体的な方法を示した「個別避難計画」について、活用方針等を整理した上で、作成を進めます。

○警察や消防及び地域の関係機関・関係団体が避難行動要支援者の情報を共有するとともに、地域との連携を図り、避難行動要支援者の安否確認や避難誘導體制の構築並びに避難場所での健康管理、その他必要な救護・救済の体制を構築します。

④緊急情報伝達手段の充実 【推進主体：総務課】

○誰もが災害に関する情報を速やかに入手できるよう、防災行政無線やエリアメール、SNS、ホームページ、総合保健福祉防災センターのWi-Fi及び翻訳用タブレット等の活用など、情報伝達手段多様化に努めます。

⑤福祉避難所の確保 【推進主体：総務課、保健福祉課、こども課】

○支援を必要とする高齢者や障がい者、医療的ケア児、子育て家庭等の災害時の避難場所を確保するため、町内の福祉施設や医療機関等との連携により、福祉避難所の確保を図ります。

■ 社会福祉協議会の取り組み ■

①災害ボランティアセンター機能の充実

ア) 災害時対応マニュアルの整備

○防災訓練での実践や全国の災害時対応事例等を踏まえながら、必要に応じて「社協災害時対応マニュアル」の修正を行います。

イ) 避難支援訓練への参加・協力

○日頃から行政、市・自治会、関係機関と連携し、実践的な防災訓練を実施し社会福祉協議会の果たす役割を確認していきます。

○社会福祉協議会が設置・運営する「災害ボランティアセンター」の機能充実を図り、大規模災害が発生した際、災害ボランティアを各地域ニーズに対応したボランティア活動につなぐ総合調整を行います。

②減災に向けた広報啓発活動の展開

○住民の防災意識を高めるとともに、災害時に住民相互で支え合い・助け合いながら避難支援することで災害における共助の意識づくりを目的に広報啓発活動の充実・強化を図ります。

(3) 移動・交通環境の充実

■ 町の取り組み ■

①歩行者の移動円滑化の推進 【推進主体：まちづくり振興課、都市整備課】

○公共交通機関の施設、道路、公園などにおいては、高齢者、車いす利用者等の移動が容易になるよう、ゆとりある歩道の確保や、段差の解消を推進するなど歩行者空間におけるバリアフリー化を図ります。

○歩いて暮らせる環境づくりとして、身近な場所で充実した活動ができる生活環境や、歩行空間での日陰の確保、緑化推進により、歩行環境の整った歩行者ネットワーク形成や生活道路の整備を促進します。

②移動支援の推進 【推進主体：保健福祉課、まちづくり振興課】

○高齢者外出支援サービス事業、障がい者の移動支援事業(日常生活支援、社会参加支援のためのヘルパー派遣)、高齢者外出支援タクシー料金助成事業を引き続き推進するとともに、新たなニーズ把握に努め、ニーズに基づいた事業を検討します。

③地域共助による移動手段の確保 【推進主体：保健福祉課、こども課】

○交通弱者(年少者、要介護者、一部の高齢者や障がい者、低所得者等)の移動手段を確保し、社会参加の機会増を図るため、地域住民の支え合いによる移動支援について検討します。

■ 社会福祉協議会の取り組み ■

①高齢者外出支援事業の充実

○行政と連携を密にし、高齢者外出支援事業を引き続き実施し、身体的または経済的に公共交通機関を利用することが困難な高齢者の通院移動の支援を行います。

②地域共助による移動手段の確保

○地域住民の支え合いによる移動手段の確保を検討するため、地域ニーズの把握とニーズに基づいた事業展開を図ります。

③見守りシステムの活用による安心した外出支援

○見守りシステムの活用をとおして、認知症高齢者の外出による「道迷い」のリスクを軽減し、道迷いが発生した場合にも迅速に発見できる仕組みを構築することで、認知症高齢者とその家族をサポートする仕組みづくりに取り組みます。

○町が実施する「南風原町認知症高齢者見守りSOSネットワーク」との連携をとおして、見守りシステムとしての効果を高めるように努めます。

■南風原町社会福祉協議会が実施する「見守りシステム」とは

認知症高齢者に対して事前に小型のタグ（発信機）を配布し、普段からよく持ち歩くバッグや財布などに入れておき、実際に道迷いが発生した場合に、町内の自動販売機に設置された受信機が電波をキャッチし、家族等へSNSをとおして受信位置を通知することで道迷い高齢者を迅速に捜索するシステムです。

第4章 計画の推進のために

1 計画推進の視点

(1) 地域住民等の参加による地域の福祉力向上の視点

福祉は限られた人に必要とされるものではなく、加齢や心身の状態の変化、生活環境の変化などで誰でも支援を必要とする立場になる可能性があります。地域住民一人ひとりが、隣近所のことを「我が事」と受け止め、支え合いの輪が広がっていく「小さな福祉の力」が、身近な地域には必要となっています。

地域のつながり・支え合いによる、安心できる住みよい地域を築いていくために、地域住民のほか、自治会や各種団体、ボランティア団体、NPO、サービス事業者、町内企業、町内社会福祉法人を含めた「地域住民等」が参加し、連携・協力するなど、地域の福祉力向上の視点を重視します。

(2) 人権尊重と「地域共生社会」～共に生きる地域づくりの視点～

地域生活においては、「一人ひとりの人権を最大限尊重する」ことが大切であり、年齢、性別、障がいの有無、国籍などにかかわらず、互いを認め合い、支え合いながらともに生きる「共生社会の実現」の視点を重視します。また、虐待やDVなどの権利侵害に対して、権利擁護の取り組みを推進するとともに、子どもの頃からの福祉教育を推進するなど、人権尊重の視点を重視します。

(3) 包括的な支援と誰一人取り残さない地域社会づくりの視点

法制度や保健福祉サービスが多岐にわたり、複雑化する中で、支援を必要とする人の状況も多様化しています。さらに、世帯の中にいくつもの困りごとを抱える「複雑化・複合化」した状況も見受けられ、相談や支援を包括的に行う必要性が増えてきています。

近年は、生活困窮、子どもの孤立・貧困、ヤングケアラー、ひきこもり、発達障がい、医療的ケア児など、支援を必要とする人も多様であり、「誰一人取り残さない」地域社会づくりに向けて、多機関協働による包括的支援の視点を重視します。

2 計画の普及・啓発

地域福祉の推進は行政と地域が協働して進めるものであることから、地域に対し、地域福祉への理解を深め、参画する機運を高めていくために、本計画書をホームページで公開します。また、様々な機会をとおして、地域福祉推進の趣旨や本計画の方向性、取り組みについて周知を図り、理解と参画を促していきます。

3 協働による計画の推進

本計画を推進していくにあたっては、地域住民をはじめ、地域の関係機関・団体、サービス事業者等が地域福祉を担う主体として互いに連携し、それぞれの役割を果たしながら、協働して計画の推進を図ることが重要となります。

(1) 行政の役割

行政は、地域の福祉の向上を目指して、本町の福祉施策を総合的に推進していく役割を担っています。そのため、公的サービスの充実を図るとともに、地域住民や地域の関係機関・団体、サービス提供事業者等地域の様々な主体との多機関連携を図りながら、地域の福祉力を高めていきます。とりわけ、社会福祉協議会については、地域福祉推進の中核となる民間組織であることから、より密接な連携と事業・活動への必要な支援を行います。また、保健・医療・福祉分野と教育、交通等の生活関連分野との連携を図るために、庁内連携体制を強化していきます。

(2) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、自ら福祉サービスを提供する活動にも取り組んでいますが、地域福祉推進の中核となる存在として、地域の福祉ニーズの把握と住民福祉活動の推進を担うほか、関係団体、サービス事業者、町内企業、町内社会福祉法人、行政等地域の様々な主体をつなぐコーディネート役としての機能、地域の社会資源の発掘と活用、福祉活動の企画・実施等の役割を担います。

(3) 住民の役割

住民は、地域福祉に対する意識を高め、地域社会を担う一員であることの自覚を持つことが大切です。そのため、あいさつや声かけなどで互いに顔の見える関係づくりを心がけ、地域で困っている人を気かけるとともに、自治会への加入や地域活動、地域福祉活動への参加など、「地域共生社会」の実現に向けて自らが参加し、主体的に地域福祉の推進に参画する役割を担います。

(4) 関係団体等の役割

自治会、老人クラブ、子ども会、青年会、女性会等の地域組織並びに町内の福祉関係団体、NPO、一般事業所等の様々な主体は、それぞれの特徴を活かしながら地域福祉に貢献する活動を推進する役割を担います。特に、公的支援のみでは対応が難しい福祉課題については、各団体間の連携及び町や関係機関等との連携を意識し、多機関協働の一翼として、課題解決に取り組みます。

(5) 福祉サービス事業者の役割

福祉サービス事業者は、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供・公開などを進めるとともに、施設の開放、関係機関・団体及び住民福祉活動との連携を図るなど、積極的に地域福祉の推進に参画する役割を担います。

【住民の参画！】地域福祉において住民等に期待すること

地域参加や支え合いについては

- 地域の福祉課題は自らの課題として捉え、地域の福祉活動にできる範囲で積極的に参加・協力しましょう。
- 地域に貢献することを役割の一つとして捉え、ボランティアなどに関心を持ち自分ができる活動を考え、実践してみましょう。
- 支援を要する人への支援方法に困ったら、行政や社会福祉協議会に相談しましょう。

地域組織や町内事業所等については

- 町内の各種団体や組織及び事業所等では、地域貢献も役割の一つとして捉え、自分たちができる活動を考え実践してみましょう。
- 自治会及び各種団体等は自らの活動について、地域への情報発信を行いましょう。

相談窓口については

- 地域の様々な相談窓口を知り、困ったときは進んで相談窓口を利用しましょう。
- 身近に困っている人がいたら、相談窓口の利用を進めてみましょう。

防災や防犯については

- 地域の防災組織や防災訓練に参加しましょう。
- 地域に不審者がいれば、関係機関に連絡しましょう。

情報の把握については

- 「広報紙」や「社協だより」などに目を通し、地域の福祉事情に関心を持ちましょう。

見守りについては

- 支援が必要な世帯が孤立することがないように、見守りや地域のつながりを大切にしましょう。

虐待等の防止については

- 虐待やDVの発見または疑いがあると考えられる場合は、関係機関に通報しましょう。

4 計画の進行管理

(1) 事務局評価の実施

本計画の評価・進行管理を行うために、本計画の取り組むべき施策・事業の進捗状況や成果等を把握し、事務局評価(自己評価)を行います。

(2) 計画の進行管理・評価への住民参加

本計画の策定や推進においては、住民参加が大前提となっており、計画の評価においても、住民参加を図る必要があります。そのため、地域福祉懇談会の活用などをおして、計画の進捗状況や成果等に対する住民の意見・提言を伺い、とりまとめていきます。

(3) 地域福祉推進計画評価委員会による評価(第三者評価)

事務局評価と住民の意見・提言を踏まえた上で、総合的に計画の進行管理と評価を行うために、「地域福祉推進計画評価委員会」による毎年度点検・評価を行います。